

令和6年第6回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月6日から12月17日(12日間)

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	12 月 6 日	金	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	12 月 7 日	土		休 日	
第 3 日	12 月 8 日	日		休 日	
第 4 日	12 月 9 日	月		委 員 会	
第 5 日	12 月 10 日	火		委 員 会	
第 6 日	12 月 11 日	水		休 会	
第 7 日	12 月 12 日	木		休 会	
第 8 日	12 月 13 日	金	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 9 日	12 月 14 日	土		休 日	
第10日	12 月 15 日	日		休 日	
第11日	12 月 16 日	月	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第12日	12 月 17 日	火	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和6年第6回能登町議会12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から12月17日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

5番 田端 雄市議員、

7番 南 正晴議員を

指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案17件が提出されております。

また、町長より、地方自治法第180条第1項の規定による「専決処分の報告について」の報告が2件あり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年8月、9月、10月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第74号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第19、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの17件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。
大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、おはようございます。

令和6年第6回の能登町議会12月定例会議の開会ということで、議員の皆様におかれましては、これまでの町政運営にご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げます。

本日、提案をいたしております議案につきまして、その大要等につきご説明を申し上げます。

まず、能登半島地震が発生してから12か月目を迎えております。これまでに判明した地震・豪雨による、12月1日現在であります、建物被害というのは、住家・非住家を合わせますと全壊が1,411棟、大規模半壊が349棟、中規模半壊が554棟、半壊が2,705棟、準半壊が1,635棟、一部損壊が6,411棟、全て合わせますと1万3,065棟となっております。

また、町道の被害につきましては998路線のうち724路線に、農地につきましては約300ヘクタール、河川においては87河川のうち59河川において甚大な被害が発生しております。その中で、国の災害査定が終了した箇所につきましては、順次、測量設計及び復旧工事に着手をしているところでございます。

今回の災害につきましては、町にとっては非常に大きな被害をもたらしまして、住宅、インフラの崩壊、ライフラインの寸断など、生活は一変をしたわけでもあります。

町はこれまで、国、県、そして全国の自治体やボランティア等々の関係者の皆様から多くのご支援をいただきながら、インフラ、ライフラインの応急復旧のほか、応急仮設住宅の建設など、町民の皆様の生活再建を支えるため全力を尽くしてまいりました。

しかしながら、被災前の生活を取り戻すことが依然として厳しい状況が続いておりまして、この復旧・復興の道のりは長く、決して容易なものではございません。

限られた予算、人的資源において、短期的な数年での復旧・復興の実現は非常に難しいというのが現状でございます。そのため、引き続き国や県、そして全国の自治体からの支援を要請をしていきますし、災害に対する備えというのをまたさらに今後強化し、持続可能な地域の再生を実現をしていくことが必要であるというふうに考えております。

町は今後、策定をいたします復興計画やおおのこの計画の見直しを図りながら、災害公営住宅の整備や事業者様の支援、そして雇用創出による地域経済の安定、活性化を目指すとともに、町の基幹産業であります第1次産業の復興支援を進めてまいります。

それから、12月に入りまして、日々寒さが増してきておりますが、気象庁が先月発表いたしました3か月予報においては、北陸地方の天候は平年に比べ曇りや雨または雪の日が多いというふうに予想をされております。町民の皆様におかれましては、早めの雪の備えのほか、各家庭において食料備蓄を用意するローリングストックを行い、災害時の備えをしていただきますよう、ぜひともお願いを申し上げます。

また現在、令和7年度当初予算の編成期を迎えております。町の第2次総合計画、それから復興計画を踏まえながら、今後も町民の皆様と一丸となって地域の未来を築いてまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提案をいたしました議案15件、諮問2件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第74号から78号までは、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の補正でございます。

今回の主な補正の内容でございますけれども、震災からの本復旧事業に係る所要の経費、また豪雨による公費解体、その廃棄物の処理及び農地や農道、河川等の土砂の撤去など、応急復旧費に係る経費を追加したほか、ふるさと振興基金等への積立金、病院事業への負担金などを追加をいたしております。そのほか、補助事業の内示などに伴う事業費の追加、調整を行ったものでございます。

それでは、議案第74号「令和6年度能登町一般会計補正予算(第8号)」は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ77億3,218万5,000円を追加し、予算の総額を509億3,814万3,000円とするものでございます。

歳出からご説明をさせていただきます

第2款「総務費」は、6億7,544万円の追加であります。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」は、要望活動等に係る旅費のほか、事務的経費の追加でございます。

第3目「財政管理費」は、ふるさと納税、企業版ふるさと納税及び指定寄附を原資といたしまして、ふるさと振興基金、そして令和6年能登半島地震復興基金、創生総合戦略推進基金及び防災対策基金への積立金を追加するものであります。

第5目「財産管理費」は、庁舎の電気使用料を追加したほか、公費解体等の受付事務の所要経費を追加いたしております。

第8目「地域振興費」は、企業版ふるさと納税に要する手数料の追加、また、ふるさと能登町応援寄附金の増加を見込みまして、返礼品などに要する費用を追加しました。また、まちづくり合宿等助成金の追加を行ったものであります。

第9目「支所費」は、小木支所での電気使用料等の追加であります。

第12目「地域安全推進費」は、交通推進隊活動に係る所要の経費を追加いたしました。

第14目「電子自治体推進費」は、庁内のネットワーク機器の設定に要する費用の追加であります。

第15目「有線放送費」は、公費解体家屋や応急仮設住宅等に係る引込線の撤去や新規引込工事などに要する費用の追加であります。

第16目「諸費」は、町制施行20周年記念事業に要する所要の経費を追加をいたしております。なお、実施日は令和7年3月1日を予定をしております。

第19目「復興推進費」は、生活再建支援ガイドブックの作成費を新たに追加し、第2弾ですね、予算の組替えを行ったものでございます。

第3項第1目「戸籍住民基本台帳費」は、戸籍総合システムの改修費用を減額し、戸籍クラウド移行費用を追加したものでございます。

第4項「選挙費」、第2目「能登町長選挙費」、第3目「能登町議会議員補欠選挙費」では、ポスター掲示場の設置・撤去業務において、物価高騰に伴い不足する経費を追加したものであります。

第3款「民生費」は、6,425万9,000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」は、民生児童委員の活動に要する費用の追加であります。

第3目「老人福祉費」は、介護予防サービス計画作成業務の実績見込みによる追加であります。

第7目「国民年金費」は、令和5年度交付金の確定による償還金を追加したものであります。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」は、令和5年度の交付金の確定による償還金の追加、また財源の調整を行ったものであります。

第2目「児童措置費」は、令和5年度交付金の確定による償還金の追加をいたしました。

第3目「児童福祉施設費」は、寄附金を活用いたしまして、タブレットパソコンや紙芝居の購入費の追加のほか、財源の調整を行っております。

第3項第1目「災害救助費」は、奥能登豪雨災害に係りますボランティアセンターの運営及び住宅応急修理に要する費用の追加であります。

第2目「災害援護費」は、被災者生活再建支援金において、決算見込みによります震災分を減額し、奥能登豪雨分を追加をいたしました。

第4款「衛生費」は、2億6,469万円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第3目「母子保健費」は、財源の調整を行ったものであります。

第4目「環境衛生費」は、墓地に係る返還金の追加と、墓地公園管理基金への積立金を追加したものであります。

第5目「病院費」は、決算見込みによる病院事業会計への負担金の追加であります。

第2項「清掃費」、第4目「災害対策費」は、奥能登豪雨に係る災害等廃棄物処理及び公費解体に要する費用の追加を行いました。

第6款「農林水産業費」は、9億4,376万3,000円の追加であります。

第1項「農業費」、第2目「農業総務費」では、震災等の現地調査、また災害査定事務に要する費用の追加であります。

第4目「畜産業費」は、能登牛振興PR給食の材料費において、町野小学校、東陽中学校の児童生徒の対象人数の増などに要する費用の追加であります。

第5目「農地費」は、県営ほ場整備事業の補助内示によります事業費負担金の追加をしたほか、令和5年度瑞穂第2地区の事業の確定によります償還金の追加であります。

第6目「災害対策費」は、能登半島地震による営農飲雑用水施設及び畜産センターの復旧に要する工事費の追加、農業機械再取得支援事業においては申請に基づく補助金の交付実績見込みによる追加を行ったものであります。

また、輪島市の町野ライスセンターが被災し、再建が困難となったことから、

能登農業協同組合が当町の鴨川ライスセンターでの機能集約を計画しております。その支援として農業施設復旧事業補助金を追加をいたしております。なお、鴨川ライスセンターの災害復旧費及び機能集約に係る市町の負担については、輪島市と案分計上となるものであります。

また、奥能登豪雨災害によるものとして、営農飲雑用水の復旧に要する費用の追加も行っております。

第2項「林業費」、第2目「林業振興費」は、震災の影響によりまして緩衝帯整備事業の実施を見送りましたことによります減額、また住宅の新築や新築購入者への県産材利用促進事業に要する費用を追加いたしております。

第3目「災害対策費」は、被災した機械や施設を修理または再取得する製材事業者、また生産者に対する支援であります森林整備・林業活性化事業に要する費用を追加したほか、震災及び奥能登豪雨に対する林地崩壊防止事業として、測量設計費及び復旧工事費を追加いたしました。

第3項「水産業費」、第5目「災害対策費」は、被災した漁船や共同利用施設の復旧に対する支援に係る補助金の追加、また、漁港用地の災害復旧に係る費用を追加いたしました。

第7款「商工費」は、1億7,607万2,000円の追加であります。

第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」は、能登海洋深層水施設敷地内にあります枯れ松の伐採処分費用の追加であります。

第3目「観光費」は、町観光協会及びのと寒ぶりまつりへの事業補助金の追加であります。その他、真脇ポーレポーレの真空式温水ヒーター修繕工事費の追加、また、あまめはぎ公園内の照明のLED化修繕工事費を追加したものであります。

第4目「災害対策費」は、被災した中小企業者への支援として、仮設店舗の整備に要する費用を追加したものであります。

第8款「土木費」は、9,549万8,000円の追加であります。

第5項「都市計画費」、第3目「下水道費」は、下水道事業会計への補助金の追加であります。

第6項「住宅費」、第1目「住宅総務費」は、町営住宅団地の経常的な修繕に要する費用の追加のほか、鶴川住宅及びひかり団地の解体に伴うアスベスト調査に要する費用の追加であります。

第9款「消防費」は、1,099万9,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第2目「非常備消防費」は、奥能登豪雨災害などによります出動報酬費用の追加、また、柳田、上町、山田、鶴川の4分団の車載小型動力ポンプの修繕に要する費用の追加であります。

第3目「消防施設費」は、消防団詰所での電気及び上下水道料を追加したも

のであります。

第4目「防災対策費」は、IP告知端末の購入費用の追加、また、屋外拡声装置の運用に係る電気使用料の追加を行ったものでございます。

第10款「教育費」は、1,462万1,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」は、災害ボランティア団体が使用いたしております旧三波小学校の光熱水費の追加であります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」は、会計年度任用職員に要する費用の追加、また、寄附金を活用いたしまして、防災用品の購入と光熱水費の追加を行ったものです。

第2目「小学校教育振興費」は、寄附金を活用いたしまして、大型テレビ1台、楽器などの購入費を追加をいたしております。

第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」も、寄附金を活用いたしまして、防災用品等の購入と光熱水費の追加を行ったものであります。

第2目「中学校教育振興費」は、寄附金を活用いたしまして、楽器の購入費用の追加のほか、実績見込みによります部活動等の遠征費を追加したものであります。

第4項「社会教育費」、第2目「社会教育施設費」は、満天星のくみ取り手数料の追加のほか、不要となりました機器の保守点検費を減額したものでございます。

第3目「公民館費」は、会計年度任用職員に要する費用の追加、また、岩井戸公民館の修繕費用を追加いたしております。

第6目「文化財保護費」は、寄附金を活用いたしまして、文化財レスキュー活動の所要経費を追加したほか、会計年度任用職員に要する費用の追加を行ったものでございます。

第5項「保健体育費」、第2目「体育施設費」は、藤波運動公園多目的広場の浄化槽の修繕費用の追加であります。

第3目「学校給食費」は、小木小学校の給食調理場への調理器具の移設工事費の追加であります。

第11款「災害復旧費」は、56億1,536万1,000円の追加であります。

第1項「厚生労働施設災害復旧費」、第1目「民生施設災害復旧費」は、笹ゆり荘及び小木デイサービスセンターの修繕費用、また、柳田保育所及び鶴川保育所の災害復旧工事に係る一部工事単価の増額に要する費用の追加であります。

第2目「衛生施設災害復旧費」は、町衛生センター取水設備の応急復旧に工事費を追加をいたしております。

第2項「農林水産施設災害復旧費」、第1目「農業施設災害復旧費」は、能登

半島地震によります農地の災害復旧費に伴う実施設計及び本復旧工事に要する費用の追加、また、測量設計費を減額したものであります。

農業用施設に係る災害復旧費に伴う実施設計、復旧工事費及び工事材料に要する費用の追加、そして測量設計費の減額であります。その他、ブルーベリー普及センターの舗装修繕工事費と宮地交流宿泊施設「こぶし」の災害復旧工事費の費用を追加したものであります。

奥能登豪雨によるものとしたしましては、農地に流入した土砂及び流木の処分、また運搬のほか、実施設計及び本復旧工事に要する費用を追加したことに加えまして、農道や水路に流入した土砂、流木の処分、また応急仮設ポンプの設置に係る工事材料費の追加を行ったものであります。

第2目「林業施設災害復旧費」は、震災によります林道災害復旧といたしまして実施設計費を追加したもので、林道恋路線、多田羅線、明生線、白坂線、小木ノ又線、久亀屋線の6路線であります。また、治山施設の災害復旧といたしまして、五十里及び笹川の2地区の実実施設計と復旧工事費用を追加したものであります。豪雨によります治山施設災害復旧費、土石流崩土や倒木の除去に要する費用の追加を行っております。

第3目「漁港施設災害復旧費」は、測量設計費及び工事費を追加したものであります。

第3項「公共土木施設災害復旧費」は、第1目「土木施設災害復旧費」は、住宅災害復旧費において、ひかり団地1号棟の建て替え用地の地盤調査に要する費用の追加を行ったものであります。奥能登豪雨によります災害復旧といたしまして、河川災害復旧費において、調査測量設計に要する費用を追加し、砂防施設災害復旧費においては、黒川地区の急傾斜地施設及び家屋裏の土砂除去作業に要する費用の追加を行っております。

第4項「文教施設災害復旧費」、第1目「公立学校施設災害復旧費」は、松波小学校の仮設校舎の進入路及び駐車場の修繕工事に要する費用の追加であります。

第2目「社会教育施設災害復旧費」は、松波城址公園の地質調査に要する費用の追加のほか、満天星のトイレの給排水管の修繕工事に要する費用の追加であります。

第5項第1目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、小間生分団詰所の建て替え、そして十郎原集落センターの解体に要する費用の追加であります。観光施設等災害復旧費においては、国民宿舎能登うしつ荘の修繕に要する費用の追加、また、ふれあいの里施設レストランや合鹿庵の修繕工事費を追加いたしました。そして、縄文真脇温泉において、源泉の送湯管の仮設工事費用の追加も行っております。

第12款第1項第1目「公債費」は、財源の調整を行ったものでございます。

以上、この財源といたしまして、歳入に、第10款「地方交付税」、第13款「使用料及び手数料」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加いたしまして、第12款「分担金及び負担金」、第18款「繰入金」を減額し、収支の均衡を図っております。

次の議案第75号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、1,465万8,000円を追加し、予算の総額を22億8,490万4,000円とするものであります。

内容につきましては、システム改修に係る負担金のほか、令和5年度の国庫支出金の精算に伴います償還金を追加したものでございます。

この財源といたしまして、歳入に、第6款「繰入金」、第9款「国庫支出金」を追加いたしまして、収支の均衡を図っております。

次の議案第76号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、2,103万2,000円を追加し、予算の総額を31億2,407万7,000円とするものであります。

その内容につきましては、震災に伴っての保険料の減免情報の更新対応業務、認定審査会の開催回数増加、保険給付費の組替えや増加及び令和5年度保険料の償還見込みによる追加を行ったものであります。

この財源といたしまして、歳入に、第8款「繰入金」を追加して収支の均衡を図っております。

次の議案第77号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的収入において669万4,000円を追加し、総額を18億1,060万5,000円に、そして収益的支出におきましては750万円を追加いたしまして、総額を18億937万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、災害による特別損失に伴います委託料の追加を行ったものであります。

資本的収入におきましては、2億9,606万9,000円を追加し、総額を25億3,729万9,000円に、資本的支出では、災害復旧費に係る建設改良費として2億9,526万3,000円を追加し、総額を27億9,718万4,000円とするものであります。

その内容につきましては、特定環境保全公共下水道災害復旧工事の追加のほか、浄化槽工事費の追加を行ったものでございます。

次の議案第78号「令和6年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入において6,623万4,000円を減額いたしまして、総額を23億2,245万7,000円といたしております。入院収益、外来収益、そ

の他医業収益の減額のほか、他会計負担金、その他医業外収益を増額をいたしております。

収益的支出においては、6,000万円を減額いたしまして、総額を24億3,894万3,000円といたしております。

その内容につきましては、決算見込みによります材料費の減額を行ったものでございます。

次の議案第79号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、刑法等の一部改正によりまして、懲役及び禁錮という文言が廃止されまして、新たに拘禁刑が創設されることに伴いまして、用語の改正を行うものでございます。

議案第80号「能登町分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、令和6年能登半島地震及び令和6年度奥能登豪雨によりまして被害を受けた宅地に関わる崖地復旧のために実施を予定する事業について追加を行うものでございます。

次の議案第81号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、簡易水道再編推進事業の終了に伴いまして、字合鹿の言若地区小規模水道施設を水道事業に組み込むため、所要の改正を行うものでございます。

議案第82号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、企業版ふるさと納税において物品納付を予定しておりますトレーラーハウスについて、ふれあいの里施設の附属施設として新たに追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第83号「請負契約の締結について」は、令和6年度ふれあいの里施設屋外遊具整備工事におきまして、去る11月7日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、9,900万円で能登町字斉和の株式会社モアグリーンが落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第84号「請負契約の締結について」は、令和6年度能登半島地震復旧事業 能登町立宇出津小学校災害復旧工事におきまして、去る11月29日、指名競争入札を行いましたところ、9,823万円で、能登町字藤波の株式会社鼎建設が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号「請負契約の締結について」は、令和6年度能登半島地震復旧事業 能登町立能都中学校災害復旧工事におきまして、去る11月29日、指名競争入札を行いましたところ、5,126万円で、能登町字藤波の株式会社鼎建設が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次からの議案第86号から第88号までの3議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

いずれの施設も指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了をいたしますことから、引き続き指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定につきましては、能登町公の施設指定管理者選定委員会の審議結果によりまして、選定したものでございます。

また、期間につきましては、営利を主たる目的としている施設につきましては3年間、福祉施設など管理を主たる目的としている施設につきましては5年間となっておりますが、町の公共施設個別施設計画を踏まえまして、期間を短縮した施設もございまして、ご理解を願います。

初めに、議案第86号「公の施設の指定管理者の指定について」は、のと九十九湾観光交流センターでございます。

この施設は、イカ漁を生かした観光情報の発信及び観光遊覧船の運航、マリナーレジャーを行いまして、地域資源を活用し、地元製品の販売によります地産地消に取り組む施設であり、公募により申請がありました「株式会社能登町ふれあい公社」に指定管理者の指定を行うものであります。

次に、議案第87号「公の施設の指定管理者の指定について」は、まつなみキッズセンターについてであります。

この施設は、児童の健全な育成と福祉の増進を図るための施設でございまして、住民の平等利用を確保することができる「あっぷる」に再度指定管理者の指定をするものでございます。

次の議案第88号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登町立美術館についてでございます。

この施設は、設置当初から管理運営を行い、施設の効用を発揮させることができる「株式会社能登町ふれあい公社」に再度指定管理者の指定をするものでございます。

次に、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

現在、町内には7名の人権擁護委員の方がおられますが、そのうち2名の方が令和7年3月31日をもって任期が満了となることから、能登町字小間生の「坂尻敏枝」氏の後任といたしまして、豊富な専門知識と経験をお持ちであります能登町字上町の「打合いずみ」氏と能登町字羽根の「坂下秀治」氏の再任について、お二人を人権擁護委員候補者として推薦をいたすべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、令和7年3月31日をもってご勇退をされます「坂尻敏枝」氏におかれましては、3期9年にわたりまして、人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をいただきました。長年のご活躍に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、ぜひとも健康にご留意され、今後とも後進の育成にご助力を賜りたいというふうに存じます。

以上、本会議に提出をいたしました議案の提案理由を説明をさせていただきました。

議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜り、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第18、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第19、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの2件を先に審議したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第18、諮問第2号から、日程第19、諮問第3号を先に審議することに決定しました。

諮問第2号、諮問第3号

議長（金七祐太郎）

ただいま先議することに決定しました諮問第2号から諮問第3号の2件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

諮問第2号から諮問第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号から諮問第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（金七祐太郎）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字上町、打合いずみ氏

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字羽根、坂下秀治氏

以上、2件の推薦について、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第2号から諮問第3号までの2件は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

次に、日程第 3、議案第 74 号から、日程第 17、議案第 88 号までの 15 件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 74 号から議案第 88 号までの 15 件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号から議案第 88 号までの 15 件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第 20、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月7日から12日までの6日間を休会としたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、12月7日から12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会（午前10時45分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (金七祐太郎)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許可します。

1番 小浦議員。

1番 (小浦肇)

改めまして、おはようございます。

質問の前に、簡単に一言述べさせていただきます。

ちょっと喉の調子が悪いので、お聞き苦しい点があろうかと思ひますけれども、その辺はご了承をお願いいたします。

去る9月21日から23日の能登半島豪雨において、お亡くなりになられた方々には心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

度重なる災害で、私もそうですけれども心が折れそうになりますが、前に進むしかなく、微力ですが、被災された方々には寄り添い、一緒に進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、質問に移ります。

本日は3点の質問を用意しておりまして、まず1点目です。災害公営住宅について質問いたします。

先日の能登復興タスクフォース会合や各種会合で、これからは恒久的住まいを考えるフェーズに入ったという認識で、いろいろ議論されております。

また、この12月10日には、県より災害公営住宅整備指針を市町に提供する方針と発表されておりました。

当町では、いち早く生活再建に向けた住まいの意向調査が行われました。その結果を全員協議会で説明していただきました。また、新聞では意向調査結果の要点が報道されておりましたが、災害公営住宅については、町民の関心でもあるので、改めて数点確認させていただきます。

確認事項ですけれども、意向調査結果の概要と、そして今後の進め方など、町民の皆様がさらに関心を持つように、かつ町民の皆様にご協力いただけるような工夫を織り込んで説明をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、小浦議員のご質問にお答えします。

9月の11から30日にかけて、建設型仮設住宅及び賃貸型、いわゆるみなし仮設住宅の入居者を対象に、住まいの意向調査としてアンケート調査を実施しましたので、その結果と傾向、それを踏まえた町の考え方を少しお話しします。

まずアンケート調査は、先ほど申しました対象者653世帯に配布しまして、401世帯の方から回答をいただいております。回答率は61.4%です。

その中で特徴的な回答などをお話ししますと、146世帯の方が自己再建として既に着手または着手予定として答え、時期は未定であるものの自己再建を考えている方が27世帯、合わせて173世帯、43%の方が自己再建に向けて準備をしているということとなりました。

それとは反対に、自己再建が難しく、災害公営住宅が整備されれば入居したいと答えた方が119世帯おいでました。その方々に希望地区を聞いたところ、もともと住まいをされていた地区に希望される方が多いとは感じましたが、宇出津や松波、柳田、上町といった生活しやすいところや交通アクセスのよいところなら、そこでもよいというような回答も多数ありました。

このような結果を踏まえまして、町としましては、希望地区を集約した上で、宇出津、鶴川、柳田、松波、小木、白丸の6地区で整備を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

653世帯で400世帯の回答を得たということで、61.4%の回答率ということですかね。

その中でも119世帯の方が自分で再建できないということで、災害公営住宅を望んでおられるということ踏まえまして、これからいろんな情報も被災された方は耳にされると思うので、増えたり減ったりというような変動もあるかと思しますので、この意向調査というのを丁寧にといいますか、やはり変化していくという状況を踏まえて数回実施していただいて、十分に被災された方に寄り添って対応していただければなというふうに思いますので、これを伝えて、次の質問に移りたいと思います。

災害公営住宅については、建設用地の確保、あるいは景観に対する配慮及び農村地区、あるいは市街地区、沿岸地区と、多様な地域特性を持った地域が能登町はあります。それらの特性を織り込んで、まちづくりというものを検討されると思うんですけども、その中でもやはり用地の確保とかいろんな課題があると思いますけれども、現時点で将来のまちづくりと同調させ、どのように考えていくのか。あるいはどのような規模で、どのような仕様などを計画に織り込んでいくのか、町の方針をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、小浦議員のご質問にお答えします。

アンケート調査については、建設する場所だけでなく、家族構成やどのような住宅タイプを望むかということも聞いております。それを参考に供給タイプの検討もしておりまして、単身や小規模世帯用に2DK、中規模世帯用に2LDK、大家族用に3LDKタイプなど供給を検討しております。

なお場所については、現在、候補地の選考作業に入っておりますので、現段階では詳細なお答えはできかねますが、規模については確保できた用地によって2戸1棟タイプや上層階タイプなども検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

まだ内容を聞かせていただけないということは、私なりに考えますには、ただいま検討中かなと。いろいろ調整する事項があるんじゃないかなというふうには理解できます。いろいろプランが決まりましたら、しっかりと対象者だけでなく住民にも周知していただき、そして当然ながら、この119名の方プラスアルファにしっかりと丁寧に説明していただくことを伝えて、次の質問に行きます。

それでは次の質問ですけれども、私はこの12月で2年たちました。一般質問については、いろんなジャンルをやってきたつもりなんですけど、ただ、一つの柱といいますか、それは町にいろんな中長期の計画があるんですけれども、その計画の進捗状況がどうであるのかなということを一つの柱としております。

今回は、2年たっても同じようなことを言っとるんかいと思われるかも分かりませんが、今日は第4次能登町行政改革大綱アクションプランの取組状況と評価を確認したいと思います。

ホームページでは、令和4年度29テーマの実績報告がされております。その中から代表して、3テーマについて状況を確認していきます。

本来なら令和5年度のテーマの進捗状況が報告されている時期だろうとは思いますが、今までかつて経験したことのないような地震の対応で、執行部も大変忙しいと思います。なので、アップされている情報の中での質問となります。ですから、その辺のところをご理解して、よろしくをお願いします。

まず質問1点目ですけれども、この大綱アクションプランの中に、基本方針に、事務事業の見直し、ICTを活用した業務効率の検討という大きな方針があります。取組名は文書保存の電子化及び電子決裁の推進、そして取組内容は、文書管理システムを導入するについてであって、人事給与システム、財務会計システムと連動して、電子決裁や閲覧ができるよう文書管理システムの導入に向けて次年度以降検討するというふうに報告されています。

ということで、令和5年度と令和6年上半期までの取組状況と進捗状況について説明をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、ご質問にございましたICT等々を活用した取組状況についてご説明

をさせていただきます。

まず、文書管理システムについてであります。こちらにつきましては、議員ご承知のとおり、文書管理システムにつきましては、紙で保存しておる書類をデジタル化してデータを保管することにより、文書の管理、ペーパーレス、決裁スピードの円滑化が図られますため、人事給与システム、財務会計システムも合わせ、電子決裁やシステムの連動ができないか検討を進めているところでございます。

現在、各種システムの一元管理ができる事業者よりご提案をいただいております。

しかし、多額の導入費用が発生すること、それから職員の業務の在り方を抜本的に見直す必要がございますこと等の課題があります。まずはペーパーレス、業務の効率化が図られると思われる財務会計システムの電子決裁ができないか検討を現在進めているところでございますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

費用対効果を多分考えてされていると思うんですけども、その費用対効果が見合わないのか。当然ですから新たなシステムを変えるわけですから、職員の仕事の仕方も変わってくると思うんですけども、それはシステムを導入するためにそういうものは発生するだろうと予測されていると思うんですけども、令和5年、それから令和6年上期の中で、ペーパーレスの導入を検討しているというふうにしか理解できなかった。

なので、4年度の報告とあまり変わっていないんですねという理解で、まずよろしいですかね。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

電子決裁及びペーパーレスにつきましては、令和4年度、5年度から令和6年度、現在に至るまで進捗といたしましては、具体的な進捗というものは具現化されたものはまだ現在ございません。

ただ、先ほどもご答弁させていただいたんですが、いわゆる一元化できる事業者よりいろんな提案を現在受けております。そこで先ほども申しましたが、

初期コスト等、かかるのは当然なんですけれども、それに見合うだけの効率化が果たして図られるかと、あとペーパーレス、電子決裁となりますと今現在の事務を全く抜本的に見直す必要があることから、職員のそういった意識改革と申しますか取組に対する取組方も是正、改革を進める必要がございます。

よって、全く進めないというものではなく、まずはペーパーレスというようなところから電子決裁のペーパーレス、そして財務会計システムが電子決裁化できないかというところ。財務会計、いろんな伝票が多量の伝票、紙伝票になるんですけれども、を押印しておる現状を電子決裁できないかということの検討をこれは進めておりますので、ご理解願いたいということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

小浦議員。

あと質問は3回目になりますので、よろしく申し上げます。

1番（小浦肇）

全く進んでいないわけではないということなのですが、私の経験上からすると、こういうシステム全体を変えて、ワンストップでいろんなことができるようになると、省人化できるというふうな経験もありますので、またそのところは事業者さんとよく検討していただいて、計画を立案して、また進めていただければなというふうに思います。

それでは次の質問で、同じく基本方針の事業の見直しというところで、取組内容で、郵便計器を導入し郵便業務の簡素化や効率化を図ったと。メーリングフィニッシャーの導入を令和5年4月に導入したというふうに報告されておりますが、これを導入して実際にどのような業務効率がアップしたのか、説明をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

メーリングフィニッシャーにつきましては、封筒、封入物の印刷から封緘までを自動で行う機械となっております。郵便物を発送するまでには、封入物や宛名ラベルを印刷し、郵便物を折り込み、封入、封緘等、多くの作業がございます。健診、各種予防接種や会議案内など、町が発送いたします郵便物は増加傾向にあり、その作成に係る負担は年々大きなものとなっております。

このメーリングフィニッシャーの導入によりまして、複数人で行っていたこれらの作業が大幅に短縮されました。また、自動的に1通ずつ封入を行うため、手作業時に起こりやすい誤封入の防止にもつながっております。そして、郵便業務の簡素化、効率化が図られているところでございます。

よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

当然、効率化を図るために導入したんですから、効率化を図られていますという回答ではちょっと足りないので、私が望んだのは、具体的に客観的に人員3名ぐらい削減されましたとかというようなことを望んでいたんですけれども、その回答を得ることができないので、また次回にでもというか、足を運んで確認させていただきたいというふうに思います。

なぜこういう第4次行政大綱アクションプランについて、9月議会にもDX推進計画を質問したんですけれど、よく似た内容なんですけれど、なぜ質問したかというところ、大地震でいろんな業務が増えてきて、業務が増えるイコール当然人が要るわけですから、いろんなシステム、仕事の仕方を変えることによって省人化を図れるので、今すぐにはできないんですけれども、今後先、そういう省人化というところに視点を置いた仕事に注力していただきたいなど。いただきたいというか、ぜひしていくべきだろうなというふうに思って質問させていただいております。その辺もまたご理解のほどよろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。

令和7年4月の任期満了に伴う町長の進退についてお伺いしたいと考えております。

令和3年4月10日、町長に就任した頃は、ちょうど世界を揺るがすコロナが猛威を振るい、そして経済が停滞し、社会が混乱していた時期でした。

就任早々、寝ずに町民の生活を守るために国や県の関係機関との対応などを調整されて、生活支援、なりわい支援など多くの救済策を講じていただきました。

コロナも第5類に変わり、社会が正常に戻る兆しが見えてきた頃、本年1月1日の能登半島地震の発災。誰もが経験したことのない大きな地震でありましたが、いち早く登庁され、情報量の少ない中、ひげをそる間もないくらいに陣頭指揮を取られ、大変お疲れさまでした。

そして、この9月21日の線状降水帯による豪雨、洪水、河川の氾濫、土砂

崩れなど、これもまた未曾有、誰もが経験したことのないような災害が発生しました。震災同様に、その対応に当たられました。

現在、復旧・復興が優先される状況下ではありますが、町民のリーダーとしてさらなる強い姿勢で取り組むことが必要で、現在も取り組んでおられると思います。

そこで、町長に3年と約9か月を振り返られ、自らどのように評価されているのか。

また先日、出馬の意向を固めたと報道されておりましたが、町長の言葉として進退についてお答え、あるいはお考えいただきたいなと思うとともに、継続されるなら、さらなる強い姿勢で2期目に取り組んでいただきたいと思いますので、併せてお伺いさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

令和3年4月の就任から3年8か月、あっという間の期間でありました。小浦議員のおっしゃられたとおり、就任当初からコロナウイルス対策ということが最優先でありまして、町民の健康と生活の安定を守ることを第一に各種事業を進めてまいりました。

また令和4年度に入りますと、統合保育所の事業をスタートさせるハード面もありますし、ソフト面においては、町の事業者の活性化のための創業・継承支援事業、また、安心して地元で出産できる環境づくりとして妊活期のサポート事業や、また令和の学びのスタンダードに向けたGIGAスクール推進、そして当時県内で唯一実施をいたしました在住の外国人講師とのマンツーマン授業ができる英語力向上対策など、継続事業の強化と新規事業に積極的に取り組んでまいりました。

令和5年度におきましては、白丸公民館の再整備、また松波消防分団詰所整備、そして安定した、ここで、能登町で生活していただけるような定住住宅助成金、そして学校給食費の補助、また、ひまわりカードを全町域で使用できるようにキャッシュレス決済の推進などに鋭意努力してまいりました。

厳しい財政状況の中ではありますけれども、皆様方のご理解をいただきながら幅広く事業を展開してきている、してきた。そういう中での地震があったわけでありませう。

道路の被災状況が大きく、また大津波警報が発表されている中で、発災後24時間以内に登庁できた職員は約3割でありました。この少ない人数の中での

初動対応というのは非常に困難を極めました。

月日がたち、初動期、応急期、復旧期と災害対応のフェーズごとに、課題ややるべきことは当然変化をしてきたわけではありますが、連日行われた県の災害対策本部会議において、町の現状、課題、そして様々な要望を国、県に伝えてまいりました。特に宅地被害への補助制度の創出や、被災した人工擁壁の復旧事業については、繰り返し要望を行ってまいりました。

そして、地震から復旧・復興の矢先に豪雨ということで、町は再び大きなダメージを受けました。

災害対応につきましては、被災した住民の皆様には様々なご意見があろうかというふうに思いますけれども、私どもとしては、できることは全部やると、この思いで、そのときにできる最善を尽くしてきたつもりでございます。

この復旧・復興が始まったばかりの状況で、町政運営を投げ出すわけにはまいりません。地震、豪雨からの復旧・復興ではなく、もともと過疎である我が能登は、少子・高齢化など多くの行政課題があるわけであります。

町民の皆様から引き続きご支援をいただけますならば、皆様とともに、次世代が希望を持てる持続可能なまちづくりの実現のため、私の初心であります真心をもって皆さんの声に耳を傾け、元気で笑顔あふれる町にしていく。そして、皆さんの思いが町政に反映されるよう全身全霊で町政の運営に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

この席から町長の顔、そして声を聞いておりますと、令和3年、4年の頃の取組をお話しされる時、少し感極まっていたような感じを受け取ったんですけども、大変苦勞されたんだらうなというふうに受け取りました。そしてまた、地震にも多くの力を注いだんだらうなということもしっかり受け止めました。

そして、私が望んだこの先、震災、豪雨を投げ出すわけにいかないという強い決心の下で、自分で持つておられます真心をもって元気に町民が過ごせるようなまちづくりをするという強い決意も述べられましたので、しっかりと受け取ったことだけを伝えまして、質問を終わりたいと思います。

議長（金七祐太郎）

以上で、1 番 小浦議員の一般質問を終わります。

次に、10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

私も初めに当たりまして、今年も残り僅かとなりました。1月1日の元日に亡くなられた方々、そして9月の記録的な豪雨によって悲しい亡くなり方の方もおられました。そうした方々に改めて心からのご冥福をお祈りさせていただきたいと思います。そして、災害に遭われた全ての皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

やがて春が来ると、この間の新聞で書いてございました。今日もコンビニへ寄りましたら、私、毎日泣いていますと涙を出しておられた女性に、手を差し伸べて、元気出してねと言うことしかできませんでしたが、どうか新しい春を迎えるに当たりまして、元気を出して、悲しみを春の風に飛ばしてもらえようをお願いしてお待ち申し上げませんか。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

子供の遊び場整備計画について問います。

9月の補正予算で、柳田植物公園に大型遊具を備えた子供の遊び場を整備する事業が承認され、昨年春に着工予定となっています。大型遊具ができることは大歓迎いたしますが、保護者同伴でなければ行きにくいとの声が聞かれ、子供だけや自転車に乗って遊びに行ける遊び場整備をもっと整備してほしいとの声が届いておりますことから、質問させていただきました。

柳田植物公園の子供の遊び場の整備事業についてのそのきっかけは、町内の遊具が老朽化が進んでいることと、一部の体育施設等では応急仮設住宅が設置されていることから利用できなくなっているため、子供たちが安心して遊べる場の整備が必要との声を聞いて、この事業の整備計画が立てられたとのことでした。

この記事を読んで感じましたことは、まとまった広場や一部の体育施設が仮設住宅の建設で使えなくなってしまったことには同意できますが、子供たちに最も身近な近くの遊具がリニューアルされていないことへの違和感です。

いつも保護者と一緒にいる幼児はともかく、小学生ともなれば、親の手を離れ、三々五々放課後の時間を室内や公園等で過ごすのが一般的と思われませんが、自分の足や自転車で行ける範囲にある公園こそが子供たちにとっての最も有用な施策ではないかと思うのです。

柳植物公園は立派な施設であります、そこまで自力で行ける子供たちはどれほどいるのでしょうか。観光施設としての魅力を発信して、能登町の魅力をアピールできることは大切です。流出人口を抑え、流入人口を増やしたいとの町の気持ちはよく理解できますが、今、能登町に住んでいる子供たちが愛すべき

土地を生み出すことこそ初めに着手すべきことと考えます。

全部一遍に遊具を新しくしろとは申しませんが、できるところから計画的に町内の遊具を新しくしてあげることはできないでしょうか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今、町の状況といたしましては、以前からも申しておるとおり、子供たちが集まる場所、そして遊具等が整備される公園というのは、ある程度集約していくことが望ましいというふうに考えておりました、既存の遊具の更新等につきましては、経年による老朽化や破損の状況を考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

また現在、心身のリフレッシュや体力向上の一助、スポーツに触れる機会のため、子供たちは難しいかもしれんけど小学校や中学校の体育館が開放されておりますので、ぜひともご利用いただければというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

大変、復旧・復興がまだ途中半ばである中で、何を言うのかと思う方もおられると思いますが、昨日も国会を聞いておりましたら、子供たちにやはり夢を与えなきゃいけないという一面もございました。

私、案でございますが、できればインドアと申しますか、室内の遊具施設があれば、小さな子供も大きな子供も大人も年寄りも、そしてジムの機械を入れて、大きなそういう施設があれば、都合の悪い年寄りは小さな子供たちが駆け寄って助けてくださったり、押していただいたり引いていただいたり、そういう心の教育もできると思います。やはりこれからの成長段階に応じて、そういう施設があつたらいいなという思いを申し上げまして、これはお願いでございます。次の質問に入らせていただきます。

次は、高齢者支援策としての移動販売等の実施状況について問います。

6月議会で移動販売等について質問した際に、移動販売と見守り支援が予定され、高齢者福祉サービス事業として安否確認も行い、配食サービスも行って

いるとの答弁でありましたが、一部ではサービスを受けているとの声を聞くことができたものの、時間が合わないのか回数が足りないのか分かりませんが、うまく利用できていないとの声を多く聞きます。

仕掛けはあるけれども認知されていないのか、そもそも利用者が多過ぎて手が回らないのか、実は事業者がまだ事業を展開できていないのか分かりません。6月から今日に至るまでの各種サービスの利用状況について、分かる範囲内でお知らせください。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

酒元議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、12月時点での移動販売の状況についてお答えします。

現在、移動販売は4事業者が行っており、事業者数は地震前と同数まで回復しております。また、地域の利用者の要望に応じて、12月時点では6月より曜日や販売場所を拡大して実施していると聞いております。

ただ、議員のご質問にもあるように、時間帯などが合わず、うまく利用できていないという方もいらっしゃると思います。そういった方には、事業者によっては、買物に困っている地域で要望があれば、5名以上集まる場所で新たに移動販売を行ったり、住所を伝えれば1名からでも配達可能など、柔軟なサービス提供をうたっている事業者もありますので、ご相談いただければというふうに思います。

次に、町の高齢者福祉サービス事業として、利用者の安否確認も行う配食サービス事業についてですが、弁当を届けた際に、心配だ、気になるといった利用者についての報告が毎月5から6件程度上がってきております。内容につきましては、食事量が以前より落ちてきているや、体調が悪そうである、数日留守にしているようだなどの利用者の細かな報告をいただいております。状況に応じて、町の職員やケアマネジャーが訪問するなどの対応を取っております。

なお、2つの事業所では、給水設備の修繕などが完了していない等の理由で再開できていない状況ではありますが、ほかの事業所がその分をカバーしており、以前から利用されていた方が避難のため能登町を離れたケースもありますので、新規に配食を利用したい方の受入れは十分可能だと聞いております。

配食サービスの利用申込みは健康福祉課で行っておりますので、必要ではないかという方がいらっしゃれば、ご相談いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

事細かにご説明いただき、ありがとうございます。

なかなか事業者も利用者も時間的に合わないのは確かであると思います。きめ細かなサービスを、またこれからも適当によろしく願います。

それでは、次に移ります。

震災後の道路整備計画についてお尋ねします。

10月23日の新聞に、石川県に新型除雪車が投入されるとの記事が発表されました。1月1日の震災と、9月には豪雨にも見舞われ、ひび割れや段差、陥没の多い道路に対応した特殊車両ということで、大変に関心を持ちました。

これからの降雪で道路の復旧状況が大変に心配になりますが、これだけの被害を限られた資源と人で直ちに復旧せよとは申し上げませんが、これから雪が降れば、目視による道路の被害状況が分かりにくくなると考えられます。

また、道路の段差が激しいところは、新型除雪車とはいえ、これまでどおりの除雪は困難になるのではないかと思います。雪によって気がつけなくなった段差や陥没に人や車が落ちてしまうことや、段差に気づかずに乗り上げることで車のタイヤやパンクも多くなるのではないのでしょうか。

そこで、携帯電話の不感地帯で車の故障ともなれば、寒さゆえの事故にもつながりかねません。

携帯電話の不感地帯の解消については、携帯電話会社に要望するとの答弁を6月議会でいただいておりますが、どの程度、不感地帯が減少したのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、ご質問にご答弁させていただきます。

携帯電話の不感地帯につきましては、6月定例会議でも答弁させていただいたとおり、全てのキャリアで電波が通じない地域につきましては、これまでも毎年、県を通じまして国にアンテナ設置を要望しております。

しかし、これはあくまでも居住地域における不感地帯解消について要望しているものでございます。議員がおっしゃる道路上の電波が届かない箇所につき

ましては、採算の面から全ての道路において電波を通じさせることは難しいと想定され、また、道路が不感地帯であるかどうかにつきましても、気象条件、大雨や積雪等の気象の影響によりまして電波の強度が変化するおそれがあるため、あらかじめお示しすることは難しいと考えております。

町といたしましては、まずは居住地域の電波環境を改善できるよう、引き続き要望してまいりますので、ご理解願います。

ご質問にありました、どの程度解消したのかということを具体的に数値に置き換えてここでご答弁することは難しいのですが、要望によって居住地域における不感地帯は少しずつではありますが、私の居住地域も含めて肌感で解消されつつあると感じておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

北陸新幹線もトンネルがいっぱいあって、電話が全然通じませんでした、それから短期間の間に通じることになりました。費用対効果と言ったらなんですけれども、それは当然かもしれませんが、今、2市2町で大変なことになっております。何が起きても不思議でないような現状の中で、携帯というものは非常に重要視されることであると思っておりますので、引き続き2市2町との首長さんにはぜひとも力を発揮していただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

応急仮設住宅での健康被害について問います。

応急仮設住宅にお住まいの方から、長期の仮設住宅での暮らしに伴う健康不安の声が届いています。木造住宅から合板づくりの仮設住宅への住み替えについては、精神のみならず、建設に使われている資材の違いだけでも健康への影響が考えられると思っております。

現在建設された仮設住宅では、プレハブ仮設住宅は薄い壁で仕切られた長屋方式が多いと思っております。隣とは区分されていても、部屋の会話、テレビの音、電話の着信音から通話内容まで筒抜けとの報告もあります。

防かび対策を行っていたとしても、これから迎える厳冬の中、かびの発生するかびアレルギーなどが出てもおかしくありません。

バリアフリー住宅であっても、同居し介護する側のプライバシーが守られないことや、住宅内の臭い、逃げ場のない介護生活によるストレスなどによる鬱状態の発症など、長引く避難生活で心身に忍び寄る健康被害は、時間とともに大きくなっていくものと考えられます。

また、空き地に建てられた仮設住宅は不便なことが少なくないと思います。地元に近い仮設住宅であれば、ある程度コミュニティも守られると思いますが、隣近所に知り合いがない、緑や公園、憩いのスペースがないことで、コミュニケーション不足になることで、認知症や鬱になる人が増えるとの調査結果も出ております。

隣の物音が気になるだけでなく、音を立ててはいけないというストレスで眠れなくなるとの声もあります。

震災に伴い、アルコール関連疾患が増加したり悪化することも十分に想定できると思います。

将来が見通せない中で、健康で若い方々が仮設住宅を出ていかれることになると、残された高齢者世代がコミュニティを維持するのはいよいよ困難になると思います。

命が助かっただけでも幸せという急性期から、これからは健康に長生きするための次の支援に移行しなければならないと考えます。これまで執行部では、応急仮設住宅にお住まいの町民に対してどのような健康支援をされてきたのでしょうか。既に調査されているのであれば、どのような調査を行い、どんな健康被害が見受けられましたのか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

酒元議員のご質問に答弁させていただきます。

町では、仮設入居者や在宅被災者を対象に、孤立防止や日常生活での相談などを目的とした被災者見守り相談支援事業を委託して行っております。主に相談員による定期的な戸別訪問にて、生活の困り事の聞き取りや健康状態の確認などは客観的に判断できるアセスメントシートを使って行い、上がったケースにつきましては、毎週、健康福祉課主催のケース会議で支援内容を関係者ととともに協議しております。

健康問題では、アルコールの飲酒量が増えた方や不眠などの訴えが出ており、こころの健康相談や医療機関につなげるなどの対応をしております。

また、仮設住宅の集会所や公民館では、健康維持や認知症などの介護予防、コミュニティづくりの支援として、体操やゲーム、カフェなどを盛り込んだサロン活動も関係機関と連携しながら展開しております。

石川県では、被災者健康調査を仮設入居者世帯などを対象に来年1月頃に郵送や電子システムにて実施する予定であり、その調査結果で、健康支援が必要

な方は町が対応することになっております。

今後も被災者見守り相談支援事業を中心に、町の保健事業に加え、関係機関、NPOなどの支援者と連携しながら、仮設入居者をはじめ在宅被災者の方の健康対策に取り組んでいくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

大変よく分かりました。見守り隊の方々のお話を時々聞かせていただくんですが、やはり寂しい言葉をたくさん聞くとおっしゃられました。倒れている方もいるかという不安もありながら訪ねられているということでした。また見守り隊の方々におかれましても、これからの降雪時期でございますので、十分注意をしていただきたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

何もかも失い、心までも疲弊してしまっていて、生きておられてよかったと抱き合っていて喜んでいて、避難所からやっとの思いで仮設に入って、仮設入ってよかったねと言っていたら、間もなくせきがたくさん出て、たんが出て、アレルギーになって、いろんな症状が出てくるというのは、誠に悲しい限りでございます。早く木造の住宅をと願うものであります。

海も山も田も畑も道も家も一堂にあっただけに、昼夜を問わずに、先ほども町長が大変苦慮されたとおっしゃられましたとおり、職員の皆様もどれだけ昼夜を問わずに頑張ってくれたかなと。そして、応援に駆けつけてくださった皆様のおかげで今があると思えば、涙が出るほどありがたいと思います。

どうか皆様、まだまだ続くことですが、健康に注意して、能登町のために、どうかまた引き続きよろしく願い申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうかまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、10番 酒元議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。よろしく申し上げます。（午前11時00分）

再 開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午前11時10分再開）

それでは次に、4番 馬場議員。

4番（馬場等）

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1月1日の能登半島地震及び9月21日の能登半島豪雨の影響は多方面に及んでいます。その中でも町が策定した計画にも影響が生じており、創生総合戦略は1年延長され、能登町復興計画の完成も約2か月遅れる見通しです。

また、公共施設など総合管理計画、個別施設計画や地域防災計画なども見直しが検討されると聞いております。

今回の質問では、これらの計画の見直しに少しでも反映できるよう、幾つかの提案を交えつつ進めてまいりたいと思います。

質問事項は、防災関連で4項目、能登町復興計画で1項目の計5項目です。防災関連の4項目は、全て過去の一般質問で取り上げた内容です。その後の町の取組について伺います。復興計画については、今回は復興計画（中間案）の内容に踏み込んで質問をいたします。

まず最初の質問は、能登町防災会議のメンバーの構成についてです。

この一般質問は、令和3年3月の一般質問で取り上げております。

東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど女性への配慮に欠けた避難所があったとの反省がありました。そのことを踏まえ、私は令和3年3月の一般質問で、能登町防災会議の委員に女性を入れるべきだと提言しました。なぜなら、当時、能登町防災会議の13名の委員の中には女性が一人も含まれていなかったからです。

しかし、当時の町の回答は、国の基本計画に従い、女性委員を選任できればというような消極的なものでした。前回の一般質問から3年以上たちました。今回の災害を経験し、さらに女性の委員の重要性が増したと考えます。

そこでお伺いいたします。まず、現時点で能登町防災会議の女性委員は教育長を除いて何人いるのでしょうか。また、女性委員の意見が地域防災計画にどのように反映されているのか、具体的な事例があればお聞かせください。

なお今回、質問事項一つに対して質問の要旨として1点しか届けてありません。質問事項の回答によっては再質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

馬場議員の御存じのとおり、町の防災会議というのは、災害対策基本法に基づく組織でございます、町の防災会議条例において委員は13人以内とされております。

おっしゃるとおり、その中で女性委員というのは教育長のほかいません。

そして、令和3年3月の定例会における馬場議員の質問に対する答弁として、防災関係機関から女性の推薦も含めて防災にふさわしい方の推薦を働きかけていきたいというふうに答弁をさせていただいておりますが、防災関係機関に女性職員が少ないこともあり、現在、女性委員の任命には至っておりません。

また、地域防災計画に女性委員の意見が具体的に反映された事例というのは、現在ないというのが現状でございます。

しかしながら、防災対策、そして特に避難所運営におきまして女性視点が重要であるということは、おっしゃったとおり過去の災害の教訓から明らかでありまして、これは国の防災基本計画や避難所運営に関するガイドライン、そして県の地域防災計画の修正においても、女性視点の改正というものが行われております。

町の地域防災計画についても、国、県の計画修正を参考にしながら毎年見直しを行っているところであります。

また、能登半島地震を受けまして、現在、災害対応の検証作業というのをやっているところでありますが、その検証結果を踏まえまして地域防災計画の見直しを行うこととしております。その際には、女性関係の団体や女性防災士などにご協力を仰いで、女性委員を何とか任命をしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

前回から約3年たちまして、現時点でも女性の委員はいないということで、町の取組がどうなっているのかなと思いましたが、町長の答えにあったように、1月1日の震災で、例えば私なんか鶴川の避難所のほうに1日から行きましたけど、住民の皆さんは積極的に運営に携わってくださいました。その中で

女性の皆さんの活躍というのは非常に重要なものがありました。限られた水や食材を工夫して食事の準備をしたり、特に仮設トイレの管理や、ごみの分別などの衛生面に関しては、率先して行っていただきました。避難所運営に女性の目線が欠かせないのは当然です。大変大事な役割を果たしていただいております。

今後についても、町長のほうからお話がありましたが、関連団体に限らず、そしてリーダーにこだわらず、婦人会や防災士資格を持った職員など幅広く探すべきだと思います。そういうことで、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問です。

自然災害伝承碑についてです。

これも令和5年12月、震災前の本当に直前でしたけど、石川県の防災訓練が能登町でありまして、その中で私が非常にこれはと思ったのが自然災害伝承碑です。そのときに取り上げました。

能登町では、今回の震災を受けて、復興基金を活用した震災遺構候補仮保存事業として、白丸の郵便局を仮保存の対象に選びました。しかし、仮保存は期間が限られてしまうため、一時的な措置にすぎません。もちろん、この事業自体がどうのこうの言うつもりはありませんけど、どちらかというところある程度劣化するとそれで終わってしまうという感じのものだと思います。

そこで、今回もう一度、自然災害伝承碑事業を取り上げたのは、今こそ必要性を強く感じているからです。少しこの事業についてもう一回説明します。

これは国土地理院が進める事業で、2019年3月に地図記号が制定されています。この取組では、ウェブ版の地理院地図2万5,000分の1の地形図に自然災害伝承碑の位置を記録することで、過去の自然災害に関する情報が簡単に確認できる仕組みを提供しています。要するに、ウェブ上でクリックすると災害の規模や被害状況を閲覧できるのは、防災意識を高める有効な手段であり、災害の教訓を後世に伝えるための効果的な手段だと考えます。

そこで、今年の12月に続き、再度お聞きします。自然災害伝承碑を設置すべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今回の能登半島地震というのは、1,000年、2,000年に一度というふうにも言われておりまして、町といたしましては、この災害を後世に伝えるためのものというのは必要であろうというふうには考えております。

今後は、復旧・復興の状況を踏まえながら、どのような形で、いつ頃、そしてどこにということもありますので、どこが適切かというのを今後、協議を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

自然災害伝承碑という地図上の、特にウェブ上で非常に便利なものなんですけど、一度国土地理院で見れば良いと思うんですけど、東日本大震災の東北の海岸線沿いは、ずらっと載っております。そこをクリックすると災害規模とか場所とか、それからもちろんいつとか、そういうのはすぐに分かります。これだけの能登半島の大地震の災害の記憶、これは将来まで、まだまだ記録として残していくべきものであると思います。

能登町の被災の記憶を将来にわたって残すには、仮保存だけでは限界があります。自然災害伝承碑を設置することで記憶を残す、後世に残すということを取り組んでいただきたいと思います。

次の質問です。

能登町防災備蓄計画です。

これについては、私は令和4年9月と令和5年6月にこの計画に関する一般質問を行いました。そのときの私の主張は、端的に言えば、現在、防災備蓄倉庫が置かれている旧上町保育所の場所は、公的備蓄品の半分を置く場所としては適切ではないので、早急にほかの安全な場所に移すべきだというものでした。

町は、この場所が上町川の洪水浸水想定区域に含まれていることを県から発表されたことにより、やっと最適な場所ではないとの見解を示しました。しかしそれにもかかわらず、その後、町は新たに防災備蓄品を収納するコンテナを2基この場所に設置しました。あり得ないことだと私は思います。しかし私は反対しましたが、そのまま設置されております。

そこで、お聞きします。

今回の能登半島地震では、現実的には柳田体育館が支援物資の集積点及び物流拠点として活用されました。一方で、上町にある現在の防災備蓄倉庫はどのように活用されたのか、お答えください。

また、能登町防災備蓄計画には、新たな課題が生じた場合、その都度検討を加え修正すると明記されております。現在進行中の中学校統廃合の動きを踏まえ、分散備蓄の見直しについて、町としてはどのような考えを持っているのか改めてお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

上町にあります町の防災備蓄倉庫は、発災当日から備蓄品を避難所に届けるための拠点として十分に機能しております。また、9月の豪雨においても浸水はありませんでした。

支援物資の拠点を柳田体育館としてからも、物資拠点を保管する施設として活用を当然しておりますし、拠点の柳田体育館を閉鎖後に、引き続き物資や備蓄品の倉庫として機能しており、今回の震災においてはその機能を十分に果たしたものであるというふうに思っております。

大規模な災害時においては、国や県、全国からの大量の支援物資が届けられるため、体育館のような大きな物資拠点が当然必要となってくるわけでありませぬ。今回の震災では被災程度が比較的小さかった柳田体育館を活用することができましたが、真冬の電気、水道が止まった状態の施設でありまして、構造上、物資の受入れや搬入に適している施設では当然ありませんので、担当する職員の負担というのは非常に大きかったというのは事実であります。

そして、令和5年の6月の一般質問答弁において、分散の役割、場所は物資の内容など必要に応じて、おっしゃるとおり見直しを図ると申し上げましたとおり、町では今回の災害検証というのを踏まえまして備蓄計画の見直しを進めまして、その中で新たな備蓄倉庫の整備、また学校施設の統廃合に伴う分散備蓄場所等についても協議をしておりますので、ご理解を願います。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

今ほど町長のほうから、上町の備蓄倉庫に関してはちゃんと機能したとおっしゃられましたけど、私も何回か、2月、発災から何回も行っておりましたけど、その備蓄倉庫には誰もおられませんでしたし、もちろん品物もどういうふうに受け渡すのか全く分からない。これは逆に言うと、柳田体育館のほうで完璧に、その機能は柳田体育館に移ったと思ったほうがいいんだと思います。

上町の備蓄倉庫のほうは、前も1台しか通らないような道路に面しておりますし、しかも災害、豪雨のときは、あの手前の信号で通行止めになっておりました。もちろん町野川が氾濫したということで、柳田のほうは入っていけなかつた。

ったんですけど、私から見ても全く機能していない。上町の備蓄倉庫、勝手に持って行って勝手に持って帰っても全く分からないような、誰もいない、そういう備蓄倉庫が果たして機能したと言えるのか、非常に疑問です。

それにつれて、能登町の中学校の統廃合、何回も言いますが、備蓄の場所として、公的備蓄商品の半分が上町の能登町の備蓄倉庫、これが半分、そのほかの半分は小中学校に半分、分散しております。小中学校が統廃合されれば置き場所が少なくなる。そうすると、ある小中学校に備蓄品を多くする、もしくは新たな備蓄場所を早急につくらないと、公的備蓄品は全く機能しないということになります。これは早急に能登町備蓄倉庫、公的備蓄倉庫の半分の置く施設を3月、これは前回の質問と同じなんですけど、前回の質問から進んでおりません。

災害は、いつ来るかも分かりません。何でもかんでも、これは検証とか分かりますけど、早急にできることからぜひやっていただきたい。特に今の上町備蓄倉庫、公的倉庫の備蓄品の場所は、しっかりと早めに探していただきたいと思います。

これは皆さん聞いておりますから、そういうことで町の対応を本当にしっかりとさせていただきたいと思います。

次の質問です。これも今回は防災関係の質問が多いものですから、大体全て重なってきます。

次の質問は、未耐震の指定避難所についてです。

これは令和3年12月の一般質問で取り上げました。

1月1日の能登半島地震では、実際に指定避難所として稼働できたのは42施設中、僅か18施設にとどまりました。不足分を補ったのは地区の17の集会所でした。

しかし、町は集会所の地域移譲を進める方針を示しており、これが避難所の運営に与える影響が懸念されます。今回は指定避難所に焦点を当て、現状と課題について伺います。

私は、これまで指定避難所の減少について繰り返し指摘してきました。また、国民宿舎などを新たな指定避難所とするような提案をしましたが、町からは避難所は足りているとの回答でした。

しかし、過疎化や学校の統廃合、公共施設の老朽化などにより、指定避難所として利用できる公共施設が減少しているのが現状です。現在の状況では、実際に稼働できる指定避難所の数は足りません。

さらに、新たな公共施設を建設する際に、避難所としての機能を考慮すべきだと提案しましたが、震災前までは、町長は、公共施設の建設時に避難所や防災機能を前提とした統合や建て替え、長寿命化は行わないという回答を繰り返

返していました。

災害は、いつ発生するか分かりません。早急に実行可能な対策を進めるべきです。特に、現在指定避難所となっているのに未耐震の施設は15施設あります。これは令和3年12月で聞いた分ですけど、15施設あります。今回の地震で、未耐震でありながら避難所機能を果たした姫交流センターのような施設については、耐震化を急ぎ、地域のコミュニティセンターなどとしても活用すべきだと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。町はどのように考えていますか。

また、集会所を含む避難所全体の数が減少している現状を踏まえ、震災後の指定避難所に対する町のお考えもお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

このたびの震災において、議員おっしゃるとおり、町の指定避難所42か所のうち、耐震、未耐震にかかわらず被災によって使用できなかった施設が多々ございました。

また、避難所として使用ができない状況であっても、自衛隊の宿営場所として提供した施設もございました。

現在の指定状況は震災前のままということではありますが、被災によって長期間使用できない施設、また復旧予定の施設、新たに指定可能な施設などの見直し作業を行っているところでございます。

議員ご指摘の未耐震施設を耐震化して残すべきとのご意見については、今回、能登半島地震を受けまして、今後、避難所の様々な基準が国において見直されるということになっておりますので、今後、公共施設の建設、また改修時等においては、その基準を満たすように協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

国のほうでも、石破総理となり、防災庁、防災省の話も出ております。大変いいことだと思います。各自治体によって対応が違うということは、やはりあり得ないと思いますし、そういうことで少しでも避難所運営、皆さんも経験さ

れたと思いますけど大変な避難所運営、トイレなんかでもそうですけど、それが少しでも進むようにしていただきたいと思います。

何回も言いますが、能登町の指定避難所の数も含め、避難所の数が非常に足りません。また、今回の震災によって施設も大変被害を受けております。できるところから、要するに避難所となり得るところから耐震をかけてでも、ちゃんと避難所として稼働できる施設を1つでも2つでも3つでも早急に準備すべきだと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

最後の質問です。これは能登町復興計画における地域拠点についてということで、前回の9月の一般質問に続き、今回も復興計画について取り上げたいと思います。

今回は、復興計画（中間案）に示された地域拠点の役割について取り上げます。

この中間案では、将来のまちの構造として、宇出津地区を中心拠点と位置づけ、それを補完する形で、柳田地区、松波地区、小木地区、鶉川地区を地域拠点に設定する方針が示されています。

しかし現状の被災状況を考えると、この方針に対して幾つかの課題が浮かび上がります。

今回の地震や豪雨災害による被害状況は、地区ごとに大きく異なっています。特に私が住む鶉川地区では、中心地が壊滅的な被害を受け、約7割強の家屋が解体または空き家となっており、地域の存在自体が危ぶまれる状況にあります。

この現実を目の当たりにすると、復興計画の中で地域拠点に補完的な機能を持たせるという構成は、現実離れしているようにも感じます。ほかの地区でも被災状況や地域の実情が異なる中で、一律に地域拠点としての役割を担うことが現実的に可能なのかどうか疑問です。

復興計画が現実的に即したものとなるためには、各地区が抱える具体的な課題を踏まえて、それぞれの地区に適した機能を持たせることが重要だと考えます。例えば、町の形が変わってしまった鶉川地区では、中心地の再開発を行うぐらいを目標にしないと、地域拠点として機能しないように思います。

一番大事なことは、少なくとも地域拠点として位置づける4地区と町との協議の場を早急に持つことだと考えます。まずは町のお考えをお聞きします。地域拠点の4地区に対してどのような役割を持たせるのか。また、そのために町としてどのように関与し、具体的にどのような支援を行うのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

現在の復興計画における地域拠点というのは、中心拠点を補完する地域として、行政機能、また人口の集積状況などを踏まえて、小木、松波、柳田、鶉川地区を現在設定しております。

これらの4地区には、役場の支所や小学校、公民館があります。こうした行政機能の役割を引き続き維持するとともに、住民の意向調査の結果も踏まえた災害公営住宅等を建設し、居住環境の整備に努めたいというふうに思っております。

町では現在、国交省や専門家にご協力いただきながら、地区別の被災状況や公費解体の状況のほか、歴史、文化、町並み、産業、地域の特色について、現在、情報収集と調査を進めている段階であります。

今後は、また地域の方々のご意見をいただきながら、それぞれの地域の特色を生かしたにぎわいのある町に再建できるように、地区別の復興まちづくり計画の策定を進めてまいり所存でございます。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

一番大事なことは、もちろん行政機能を残すということも大事なんですけど、町を残していただきたい、そう思います。人がいないところには行政機能もちろん残らないと思いますし、その意味では、復興計画の案自体はすばらしいと思うんですけど、それは絵に描いた餅であってはならない。そのためには地区で何度も話し合いを持っていただきたいと切に思います。

その中で、例えば何度も鶉川地区のことを言いますが、鶉川地区では、町を何とかしようということで、毎月1日に区長及び仮設団地の班長が集まり、災害公営住宅とか町をどういうふうにするとか話し合いをしております。その中で決まったことを、また町とすり合わせとか協議しながら、何とか一人でも多くの人に残っていただき、町として存続できるように一生懸命やっております。どうぞ町のほうも協力のほうよろしく願いいたします。

最後に、この1年で私たちの生活は大きく変わりました。2025年の1月1日が来るのが怖いという感じもあります。

しかし、1月1日は私のたった一人の孫の誕生日です。2025年1月1日が平和な年の始まりになりますよう心から願って、以上で私の一般質問を終わ

ります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、4番 馬場議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。13時ちょうどこから再開いたしますので、よろしく願いいたします。（午前11時45分）

再 開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後1時00分再開）

それでは次に、2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

それでは、通告に従いまして、6項目にわたり質問または提案をいたします。大きな質問に対して1つないし2つまでしか通告してありませんが、質問事項の回答により2回、3回と質問を続ける場合があります。答えられる範囲で構いませんので教えてください。

最初に、被災建築物の被害認定基準について質問します。

いわゆる建物の罹災証明書を取得するための審査基準のことです。

災害による建物被害の認定について、マニュアルに従って計測等を行い、判断していると考えますが、見た目で判断する項目等がありますか。ある場合は調査員によって差が生じると考えられますが、判定に影響はありませんか。

そして、判定内容によって住民の方から問合せがあると思います。中には判定に納得がいかない方もいると思います。よく耳にするのが、建築士の方に見てもらったら、町の判定は準半壊だったけれども半壊に当たると言われた。また、町の判定は半壊だが専門家は中規模半壊以上だと言っていたなどと聞いたことがあります。建築士等の専門家の意見により判定内容を変更したことがあるか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

吉田議員のご質問に私からお答えさせていただきます。

災害による建物被害の認定について、見た目で判断する項目はあるのかのご質問ですが、内閣府の作成した災害に係る住家被害認定に関するマニュアルに沿って被害認定をしております。そのマニュアルに示された類似の被害状況を複数の調査員で確認した上で、被害程度を判定し、床面積などから導かれる被害割合を算定しております。

以上のことから、調査員により判定に差が生じることはないものと認識しておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、建築士など専門家のご意見により判定を変更したことはあるのかのご質問ですが、そのような事案はございません。粛々とマニュアルに沿った判定を複数の調査員で行っております。

また、建築士など専門家のご意見により再調査を申請された場合であっても、ご指摘の調査箇所についてマニュアルと照らし合わせて判定を行っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

どなたが調査を行っても、マニュアルに沿って、その判定内容については変わらないということであります。

この際、空き家や使われていない非住家は、被害認定を受け、半壊以上の判定であれば、速やかに公費解体をするべきだと考えます。特に能登に住んでいない方は、空き家や非住家の被害認定を受けることや、その建物が半壊以上の判定であれば公費解体の対象となることを知らない方がいます。

私の集落でもそういったことがありまして、こちらのほうから連絡して申請を行っていただいた。そして、半壊以上の判定をいただいて公費解体の手続きを行っているという方がいます。

また、住民でもないのに申請することを申し訳なく思い、申請しない方もいらっしゃると思います。今後利用する予定がない建物や壊れた建物は危険ですし、景観も損なうので、未申請の所有者に対し、まずは罹災証明書の申請を促すべきだと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

それでは、お答えいたします。

非住家で被害認定の未申請の所有者には罹災証明書の申請を促すべきではないかとのご質問でございますが、吉田議員のおっしゃるとおり、半壊以上の場合は公費解体が可能ですので、罹災証明書の申請を行っていただければと思います。特に、半壊以上と思われ、今後周囲への危険を及ぼすおそれのある空き家などの所有者の皆様におかれましては、罹災証明書の申請方法について広報のとや町のホームページにもご紹介させていただいておりますので、早急に申請いただければと存じます。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

先ほど判定の基準に誰が見ても差はないというふうなことでありましたけれども、もしある程度の幅があるものであれば、柔軟に対応していただければというふうに思います。非住家については、半壊以上と判定し速やかに公費解体を進めるという考えがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

また、判定には不公平感が生じないように、統一した物差しを持ち、しっかり説明ができるように、引き続き業務に励んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

被災建築物の固定資産税の措置について質問します。

被災した建築物の評価額が下がると、同時に固定資産税についても下がると考えます。この場合、何年分から下がるか、どのような手続が必要なのか。

また逆に、公費解体などを終えた土地については、更地になるので固定資産税額が上がると考えますが、その手続などは必要なのでしょうか。お答えください。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

吉田議員のご質問に私からお答えさせていただきます。

被災した建築物の固定資産税につきましては、罹災証明書の被害判定により損耗残価率という補正を行うなど、令和6年度からの算定に反映をいたします。令和5年度分につきましては、令和6年1月1日の地震発災後に納期限が到来しました固定資産税、都市計画税の第4期分が減免となります。いずれも原則申請は不要です。

また、公費解体後の更地につきまして、固定資産税が上がるのかというご質問でございますが、2年間は住宅用地特例の6分の1軽減等が継続いたしますので、令和8年度までは土地に課税される固定資産税の軽減について変更はございません。令和9年度からは、住宅用地特例が反映されませんので、家屋についての課税ではなく土地についてのみの課税となりますが、単純に6倍ということではなく、負担調整措置によりまして調整されます。

なお、流出、埋水没、崩壊、隆起等、被災して使用不能となった土地につきましては、申請により減免されます。申請期限は令和7年1月31日までとなっております。

詳しいお知らせにつきましては、本日発送いたします令和6年度固定資産税の納税通知書に同封いたしますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

壊れた建物については、罹災証明を取っていれば申請は必要なく自動的に軽減されるということです。土地については、建物がなくなっていれば申請が必要ということでもあります。

被災した建築物を修繕した場合、評価額や固定資産税額は上がるのでしょうか。また、そのとき手続は必要なのでしょうか。こういったことについても、皆さんどうしたらいいのだろうと考えている方が結構いらっしゃいます。広報などで周知するべきだと考えます。

なお、被災した建物が多くあるので固定資産税の減収が見込まれますが、財政への影響はどの程度なのでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

まず、被災した建築物を修繕した場合の評価額や固定資産税額は上がるのかというご質問でございますが、基本的には、原状回復の修繕、リフォームであれば税額が上がることはございません。

床面積が増える増築や、これまで住家として利用していなかった家屋をリフォームなどにより家屋として利用する場合は、家屋調査を行った上で増額となる場合があります。手続につきましては、新築または増築し登記を行わない場合や、未登記家屋を滅失した場合等は、税務課へ申告書の提出をお願いいたします。

なお、被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合、または被災家屋を改築した場合に、その取得または改築された家屋の固定資産税額のうち、罹災程度半壊以上の被災家屋の床面積の相当分につきまして、取得の翌年から4年度分に限り、2分の1に減額する特例措置が設けられております。

手続につきましては、税務課へ特例適用の申告書等の提出が必要となります。広報のとや町のホームページ等に周知することとしておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、被災した建築物の固定資産税について、何年分から下がるのか。逆に、公費解体した更地の固定資産税は上がるのか。被災した建築物を修繕した場合の固定資産税額は上がるのかなどについて周知すべきというご意見でございますが、本日発送いたします令和6年度固定資産税納税通知書に文書を同封するほか、広報のとや町のホームページにも固定資産税に関する内容を掲載しまして、周知を図ることとしております。

また、固定資産税の減収により財政への影響はあるのかとのご質問でございますが、今回の町税減免による減収見込額につきましては、住家被害認定調査を終え、罹災証明書等による損害の程度が確定次第、算定することとしているため、現時点で想定することは難しい状態であります。

減収補填の財源としましては、災害対策基本法に基づく災害による減収に相当すると考えられるため、令和5年度と令和6年度は減収額の100%まで充当でき、元利償還金の75%から85.5%の交付税措置を受けられる歳入欠陥債を活用する予定です。

以上です。

議長（金七祐太郎）

吉田議員。

2番（吉田義法）

固定資産税については、個別にも通知が行くし、広報等にも周知するという
ことでもあります。

そして、減収は見込まれるけれども補填されるため影響はないということ
ありましたので安心いたしました。

それでは、3つ目の質問に移ります。

住宅再建支援について提案をしたいと思います。

その前に、奥能登4自治体の住家被害状況と人口の推移について述べさせて
いただきます。

住家被害については、石川県がまとめたもので12月6日現在のものではあり
ません。

まず、輪島市の住家被害総数は1万506棟、そのうち2,300棟が全壊、
半壊が3,924棟。被害があった住家のうち半壊以上の割合が59.24%と
なります。

珠洲市の住家被害総数は5,572棟、そのうち1,747棟が全壊、半壊
が2,081棟、半壊以上の割合が68.7%となります。

次、穴水の住家被害総数は3,340棟で、うち388棟が全壊、半壊が1,
294棟、半壊以上の割合が50.36%でありました。

それに対して、能登町の住家被害総数は5,743棟で、うち254棟が全
壊、半壊が967棟、半壊以上の割合は21.26%となっております。

半壊以上の割合が奥能登の自治体では5割、6割を超えている中、能登町の
みが2割程度となっております。ちなみに七尾市の半壊以上の割合は32.5
3%で、これと比べても低い割合となります。

どの自治体もマニュアルに沿って判定していると考えますが、なぜ能登町だ
けが数的にも割合的にも半壊以上の判定が少ないのか、少し疑問に思うところ
があります。

でも先ほど税務課長が説明したとおり、マニュアルに沿ってやっているから
違いはないということでもあります。能登町が厳しいのか、ほかが甘いのか。柔
軟に対応できるものなら住民の思いに沿ってあげてほしいなと考えます。

ただ、これが同じ物差しで測ったものであるならば、なぜ能登町の住家被害
がほかの自治体に比べ少なかったのか。今後の防災を考える上でも検証する必
要があると考えます。

次に、人口の推移について述べます。これについても石川県がまとめたもの
で、今年の1月1日現在の人口と11月1日現在の人口を比較しました。

輪島市の1月の人口は2万1,903人、11月の人口が1万9,942人
で1,961人の減、減少率は9.83%です。

珠洲市の1月の人口は1万1,721人、11月の人口が1万656人で、1,065人の減となり、減少率は9.99%であります。

穴水町の1月の人口は7,312人、11月の人口が6,914人で、398人の減となり、減少率は5.76%です。

それに対して能登町は、1月の人口が1万4,277人、11月の人口が1万3,545人で、732人の減となっております。減少率は5.4%となっております。

住家被害状況と人口の推移を見ると、住家が半壊以上の割合が高いほど人口の減少率も高くなっています。住む家がなければ、これを機会に能登を離れる傾向にあると考えられます。やはり家は大事だというふうに感じております。

能登町においては、独自の自宅復旧支援事業として、一部損壊世帯に定額15万円、準半壊世帯に上限30万円を補助していますが、新たに土地を求め、住宅を再建する世帯に対し、元の宅地を町で買い上げ、住宅再建のための資金支援を行うことや、準半壊や一部損壊の世帯に対する支援の拡充を求めます。

住家を所有することで人口減少を抑止することができると思います。また、町に残る者へは、できる限りの支援をするべきだと思います。

被災してから1年がたとうとしていますが、まだ多くの町民が迷っています。今やらなければならないことは、住宅支援であると思います。ここにお金をかけるべきです。町の見解を求めます。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、吉田議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、住家を所有するということで人口減少を抑止できる。町に残る方へできる限りの支援が必要ということに関しましては、私もそのとおりであると考えております。

そのことを踏まえまして、ご意見、ご要望がありました2件についてお答えさせていただきます。

まず、新たな土地を求めて住宅再建される方の土地を町が買い上げる件につきましては、防災集団移転事業や過疎債におけます集落移転事業など施策目的を持った事業に当てはまるものであれば元地の買上げは可能であります。個別に町が元地を買い上げることは、たとえそれが震災復興の目的があつたとしても非常に難しいと考えております。

次に、準半壊や一部損壊世帯への支援拡充につきましては、町といたしまし

では、これまでも可能な限り支援を行うべく事業を実施しております。具体的には、町の義援金配分、支援金給付、そして11月から実施しております住宅復旧支援事業がございます。そのほか新築に最大300万円を助成する定住住宅助成金も実施しており、町内での住宅所有に一定の効果を発揮しているものと考えております。

支援額につきましては、町復興基金などの財源を踏まえながら、現時点における可能な限りの支援額を設定しております。今後、国や県から何らかの事業や新たな財源が提示されれば、支援の拡充について、これはまた検討してまいりますので、ご理解ください。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

町は支援を全くやっていないわけじゃなくて、独自の支援もやっていることは重々承知しております。今後も何らかの方法で住宅再建支援を考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

災害公営住宅の建設について質問します。

仮設住宅に入居する世帯を対象に住まいの意向調査を実施しましたが、災害公営住宅の希望する住宅タイプの中に戸建てが選択肢にありませんでした。

先ほど仮設住宅のタイプについて質問があつて答弁されていた中にも含まれておりませんでした。戸建て風も必要だというふうに思いますが、建設しないのか、するのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

現在、災害公営住宅を建設するに当たりまして様々な観点から整備内容を協議していくということでございまして、その一つにコストの面というのが非常に大きなウエートを占めております。

災害公営住宅というのは、建設にかかった費用が全て補助対象になるというものではありません。標準建設費というものが国で定められておりまして、その費用を超える部分は当然、補助対象外となり、身を切らなければいけないということになりますので、できる限りの補助対象経費の中で建設を進めたいと

というのが強く思っているところであります。

そして、戸建ての住宅というのは、必然的にコストが割高になりますし、建設する際に要する敷地も広く用意しなければいけないということで、また建設後の管理も考えますと2戸1棟タイプや長屋タイプのほうが低コストであり、維持管理を考えても有用であるというふうに考えますので、現在、戸建ての建設は考えておりませんので、ご理解を願います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

残念ながら戸建て風は考えていないということでもあります。

以前より、災害公営住宅については、払い下げも選択肢の中を含めるようにというようなことを要望してきたかなというふうに思います。戸建て風を建てないということであれば、払い下げというのはなかなか難しいんじゃないか。それもやらないということなのかなと残念に思っております。

まだ期間はありますから、よく考えていただいて、何百棟も建てろというわけではありませんので、戸建て風の住宅も建設していただきたいなと思います。

意向調査では、公民館別で災害公営住宅の入居希望地が12地区あったと思います。それを小学校区の5地区と白丸地区を入れた6地区にまとめた計画が示されました。その中で柳田工区は、希望順では3番目なのに対し一番戸数が多い計画となっております。しかも柳田工区の建設予定地は五郎左エ門分と寺分地内でありまして、公民館別でいうと上町地区になりますが、この上町地区の希望は12地区中6番目となっております。計画にはアンケート調査の結果が反映されていないように感じます。

6地区と言わず、12地区希望があったならそこに建てればいいんじゃないかなと私は思います。そんなに多くないと思います。希望に応じた建設をするべきだと考えます。答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

災害公営住宅の整備を考えるに当たりまして、もともとの住まいをされていた地域に建設すれば、それは望ましいというふうに思いますが、建設後の管理等々を考えますと、ある程度整備地区を集約したほうがいいという考えで、6

地区としておるところであります。

また、多くの災害公営住宅整備を進めていくなれば、幾つか大きな団地を整備していかないとスピード感がなくなりますので、広い建設用地を考えていかなければならないということでもあります。

ただ、広い用地となりますと市街地ではなかなか求めることが困難であります。既に建設を予定しております柳田、天坂地区の建設予定地は珠洲道路沿い、そして交通アクセスもよく、近くに店舗もあり、近隣にありますわすみ団地の入居状況も非常に良好であることから、建設予定地といたしたわけであります。

そして、アンケート結果についてでありますけれども、第1希望で上町地区を希望した人は確かに6番目ではありますが、アンケートにおいては第2希望も聞いております。第2希望まで考えますと4番目となり、3番目の柳田地区も合わせて柳田全体で考えますと他の宇出津や松波地区と変わらない希望者となるということからも、天坂地区に整備することは入居が見込めるというふうに判断をしたわけであります。

アンケート調査結果に基づく整備計画は現時点のあくまでも目途でありまして、災害公営住宅入居希望も含めた住宅再建につきましては、過去の災害を見ても考え方が非常に流動的でありまして、今後もアンケートや聞き取り調査などを行いながら被災者に寄り添った災害公営住宅整備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

寺分、五郎左エ門分の上町地区でありますけれども、確かに交通の便はいいのかも分かりませんが、そこを希望された人、アンケート調査の内容は見ておりませんが、私の予測するに割と若い世代の方が多んじゃないかなというふうに考えます。交通手段のない方はそこを選ぶかなというようにのが私の疑問であります。やはりスーパーなど、あと飲食店なども、歩いていけるような近さが望まれるんじゃないかなというふうに思います。

この柳田工区の五郎左エ門分と寺分地内ですけれども、災害公営住宅建設予定地でありますけれども、9月の豪雨災害で浸水した場所であります。

この浸水対策や予定地の変更など、考えはないのでしょうか。柳田工区の災害公営住宅の建設地としては、柳田小学校がある柳田地内の仮設住宅周辺が私は適地だと考えております。再考すべきだと思いますけれども、それについて答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、吉田議員のご質問にお答えします。

今回の豪雨は想定以上のものがあり、ピーク時での管内パトロールは危険を伴うことから、水が引いた後の土砂の堆積状況から推定するしかないということをご理解いただいた上で、まず浸水状況の説明をしたいと思います。

今回の建設予定地であります天坂地区の農地につきましては、河川の上流部に面した一部の農地に土砂が堆積しています。その横にあります農道を挟んで隣の農地には土砂が堆積していないことから、農道を越水したとは考えておりません。

また、前面道路であります珠洲道路も冠水した痕跡はありませんので、河川の上流部に面した一部の農地が冠水したものであり、造成高を含めた現計画には影響はないものと考えております。

また、柳田地内での災害公営住宅の整備については、アンケート結果も踏まえ、検討はしておりますが、何分用地確保が難しいというのが現状であります。適地のめどが立てば柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

用地に時間がかかるというようなこともありましたけれども、こういう機会というのは滅多にないことであります。新しいまちづくりでありますから、せっかくなのでつくりますから、いい町をつくっていただきたいなど。ここでいいかというような感じじゃなくて、しっかり選んでいただきたいと思います。

5つ目の質問に移ります。

業者やボランティアが能登町にとどまる施策について質問します。

被災後、多くの支援やボランティアに支えられてきました。ささやかでも感謝の気持ちを伝える催しを開催してはどうでしょうか。集落や地区規模では開催されているかもしれませんが、町としても開催してはどうでしょうか。

また、業者やボランティアが町にとどまる施策が必要だと考えます。町の考えを聞かせてください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

元日の発生直後から、豪雨災害を経て今日に至るまで、ボランティア団体の皆様には多大なるご支援をいただいております。物資の支援、炊き出し、重機を使った道路の啓開、泥かきなど、迅速かつ丁寧な活動で私たちを助けていただいております。町を代表しまして心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

感謝を伝える催し物につきましては、それは当然したほうが良いというふうには思いますけれども、まだまだ復旧の段階でありますし、どこまで声をかけるのかという問題もあります。しかるべき時期にそういったことが計画ができたらいいなというふうに現在は思っております。

それから、ボランティアがとどまる施策ということですが、町で活動していただいている業者やボランティアさんは、基本的に所期の目的が達せられれば本来の住まいに帰られる方々であるというふうに思っております。

しかしながら、きっかけは震災とはいえ、せっかくいただいたご縁を末永くしたいとも思っておりますし、その一番効果があることは、町で行われる町内の行事、お祭り、そして町民の皆さんそれぞれの生活の復旧した姿をボランティアの方々に見ていただくというのが一番かなというふうに考えております。

震災前に移住された方々は、町に住む皆さんの地域性や人柄に引かれたというお話をよく聞いております。沿岸部、山間部など様々な特性を持ったおのこの地域がそれぞれに元気にならなければ移住のきっかけが減ってしまいますので、一日も早い暮らしと地域のコミュニティの再建に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

そういった催しは、今すぐにはできないかも知れませんが、感謝の気持ちを忘れずに、ずっと続けていただきたいというふうに思います。

また、庁舎内にも応援職員がたくさん来ていらっしゃいます。この方たちのサポートも必要であるというふうに感じております。大切な職員を派遣していただいていることを忘れずに、働きやすい環境づくりを行っていただきたい

などと思います。

最後の質問になります。

役場の第2駐車場の貸付けに係る事項について質問をいたします。

役場第2駐車場の整備並びに橋梁——橋の整備ですね、整備費は幾らかかりましたか。町が強く必要性を唱え、大きな費用をかけ整備した駐車場を僅かな賃貸料で民間業者に貸し付けること。これまでも説明がありましたけれども、理解できるような説明ではありませんでした。事業内容や貸付対象範囲、賃貸料、貸付開始時期、そして建設工事開始時期や事業開始時期等についても答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、ご答弁させていただきます。

まず、役場第2駐車場でございますが、新庁舎建設に伴いまして平成29年度に整備着手いたし、令和元年度までに総工費約1億8,700万円にて、面積約1,800平方メートルを整備し、普通乗用車約70台分の駐車スペースを確保いたしますとともに、隣接する町道には約1億3,600万円にて新たな橋梁整備を行い、主要地方道宇出津町野線へのアクセスの向上を図りました。

当該駐車場につきましては、本年10月に社会福祉法人佛子園より、みんなの憩いの場プロジェクトにて多世代が集い交流する拠点の整備運営を行いたいとの申出がございました。能登半島地震により、応急仮設住宅等への入居、また避難を余儀なくされ、疲弊した地域コミュニティを復活させ、関係人口の継続的な創出を行っていく核となる施設を整備するものであります。公共交通機関や各種公共施設が隣接いたします宇出津地区にて、公衆浴場やお食事どころやお休みどころ、またフィットネスジムやデイサービス事業等を併設した、障害者も健常者も老若男女誰もが自由に集い交流できる施設としたいとのことでございました。

七見にございますなごみや体育館等が被災いたしまして、その復旧のめども立っていない中、この事業は町にとって非常にありがたい有益性があるものと思われ、必要となる貸付面積約900平方メートル、駐車場全体の約2分の1を年額約65万円で貸し付けることといたしました。

なお、事業着工に関連し、本年11月1日より貸付けを開始しており、令和7年度中の開業を目指すと聞いております。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

駐車場と橋の整備に約3億円以上がかかっており、その駐車場の約半分の面積を年間65万円で貸すということであります。既に契約も成立しているということであります。

第2駐車場は、役場の来客者やコンセールやみらいセンターの利用者、宇出津総合病院の外来患者などが使っており、第1駐車場も含めて満車となることが度々あります。第2駐車場の約半分が使えなくなると、周辺の公共施設利用者が不便となることは明らかであります。

先ほど総務課長が説明したように、その事業者は、町が所有していたなごみ施設のような機能を持ったものを町なかにつくると。これは大変いい事業だというふうに私も理解しております。この事業に対して反対しているわけではありません。むしろ、よい事業だと考えております。

しかし、駐車場の不足をどのように補うのか。また、別の場所を提供するか、駐車場の賃貸ではなくて整備相当費の額で売却するというようなことが考えられないのか。これについて答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

役場や隣接いたしますコンセールのと等におきまして大きな催事がある場合、多くの方々にご来場いただきまして、第1、第2駐車場とも、まれに満車となる場合がございます。

今回の貸付けに伴いまして駐車スペースは減となりますが、新設されます施設の従業員や利用者の駐車スペースは近隣にこの事業者にて確保することとしており、また、イベント開催時等においては、その規模に合わせて余裕のある隣接駐車場への誘導や臨時駐車場等の確保に努めてまいりたいと思います。

第2駐車場等々についてですが、第1駐車場も発災直後はいろんな事業者や復興従事者等々において非常に混雑しておりましたが、現時点においてはスペース的には余裕があるのではないかとこのように私、見ております。

そして、今回の駐車場用地の貸付けの選定に当たりましては、この事業者さんにおいては、民有地を含めまして非常に広く宇出津地内、調達に努められたとお聞きしております。しかし、宇出津地区に900平方メートルというまと

まった用地の確保が極めて困難であったとお聞きしております。そのため当該地について、これは公共施設駐車場であるんですけども、最後の手段とされて町のほうに申入れがあったというふうに聞いております。

当該用地は行政財産でございまして、その貸付け等々に当たっては、地方自治法第238条の4第2号、第4号及び使用料につきましては能登町財産条例第6条の規定に基づき、使用料を算定し、貸付けを行っておりますので、ご理解ください。

そして最後に、貸付け等々ではなく売却等々というようなお話があったかと思いますが、貸付けに当たっては10年間ということで貸付契約を行っております。この貸付期間終了後には、そういったことも念頭に置いた協議を行うこともまた検討していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

もう一度言いますが、6年前、私が議員になったときには、あそこの駐車場を整備することが決まっておりましたし、橋の工事をすることも決まっておりました。3億円かけて整備をするということについて、前々からいた議員には、それは必要なのかというような意見もあったけれども、町がどうしても必要だということで整備を行ったというふうに聞いております。

それで今、総務課長、駐車場も余裕が今現在はあるんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、先週2回ほど来ましたけれども、私ぐるっと回っていっぱいでした。しょっちゅういっぱいになっていると思います。どういう方が止められているか分かりませんが。

それで、半分の駐車場を貸しつけて大丈夫なのかなど。本当に公共施設を利用される方にとって不便にならないのかなというふうに感じております。

もう一度確認のために、3回目の質問、3個目の質問をしたいと思います。答えられる範囲で結構ですので、お答えください。

再確認します。第2駐車場の貸付範囲は約半分。そこには施設を建設する分の広さしかありません。事業者は施設利用者の駐車場を別に確保しているようですが、施設を利用する方はできるだけ近くの駐車場を利用されるはずですが、そうすると、第2駐車場の残りの半分の多くも周辺公共施設利用者が使えなくなることが予想できます。

貸付面積に駐車場分が含まれていないことに計画の甘さを感じます。第2駐車場は約70台が駐車できるとのことですから、約半分の35台分の駐車スペ

ースが減ります。大きな費用をかけ整備した駐車場を安価で貸し付け、新たに駐車場を整備するようなことはありませんよね。確認です。

ただし、整備費用相当額で売却するのであれば、その分の費用をもって駐車場を整備してもよいんじゃないかなと考えます。

また、この事業を進めるに当たり、公平性に欠けていると考えます。せめて一月ほど被災した町に特化した事業を展開する事業所に対し、駐車場を賃貸する公募などをするべきだったんじゃないかというふうに考えます。一事業者が優遇されていると受け取られてもおかしくない状態であります。公平性の観点から、そしてこれを押し切ろうとしているんですから、その費用対効果について町長自ら答弁を行ってください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず駐車場の減った分の確保については、今ほど一般的には総務課長がお答えしたとおりで対応していきたい。

それよりも根本的なことは、駐車台数が減ることよりも、みんなの憩いの場プロジェクトのほうがよっぽど重要であるというふうな考えがあるので、それが我々執行部の思いであります。

それから、例えば売ったにしても固定資産税は入ってきません。社会福祉法人なので。そういうこともあって、現在は行政財産ですので貸付けをしていくということでもあります。

後にそういった話があれば、また考えていきたいということでもあります。

それから、新たな駐車場整備ということに関しましては、この周りでは不可能です。分かり切った話で、場所もないです。そういったことでもありますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

貸し付けることにつきましては、議会の承認を得る必要がない案件でありますので、もう既に契約もされております。ですが今後は、こういったことにつきましては十分に計画を練って、公平性を重視し、町民に不公平感を感じさせないような配慮をしていただきたいと思います。

町長、首かしげましたけれども何か不満ですか。町民の不公平感を感じさせないようなことについて、不満ですか。——いいです。

議長（金七祐太郎）

答弁は要りません。

2番（吉田義法）

いいです。要りません。

これで全ての質問を終えました。少し私の考えを述べさせていただき、終わりたいと思います。

昨日、今年の1年の世相を漢字一文字で表す今年の漢字が京都の清水寺で発表されました。「金」という文字が選ばれました。オリンピック・パラリンピックの日本人選手などの活躍による光を表す「金」と、政治の裏金問題などの陰を表す「金」の2つの意味を示しているということです。

今年の漢字は、京都市に本部がある日本漢字能力検定協会が、その年の世相を表す漢字一文字を一般から募集し、最も多かった字が選ばれます。1995年から行われていて30回目となる今年は、11月1日から12月9日までに寄せられた22万1,900通余りの応募の中から最も多いおよそ1万2,100票を集めた「金」の文字が選ばれたということでもあります。

ちなみに私が選ぶとすれば、感謝の「謝」の字です。1月1日発生後、間もなくから全国の多くの方、そして外国からも多くの支援をいただきました。心から感謝する意味での「謝」の字を。

また、多くの方が耐え切れず、能登からやむを得ず離れることになりました。皆さんを助けることができなかった、間に合わなかったためだと考えております。心よりおわびする気持ちで謝るの「謝」の字を選びました。

来年は被災者にとって希望が持てる明るい年であってほしいと思います。そのためにも町は、これは毎回言っておりますけれども、計画を速やかに示し、情報の周知を徹底し、復旧・復興をできるだけ早く進めることが重要だと考えます。

以上のことを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、2番 吉田議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。14時10分から再開いたします。よろしくをお願いします。（午後2時00分）

再 開

議長（金七祐太郎）

それでは、会議を再開いたします。（午後2時10分再開）

次に、8番 市濱議員。

8番（市濱等）

私は先日、町の防災士会が能登高校のバドミントン部とともに、隣の市の南志見地区、里町、名舟町、西院内地区にボランティア活動を実施しましたが、特に能登町北河内と峰を接する西院内地区は、ほとんどの住宅が壊滅状態で、未曾有の状態でありました。しかし、地域の方々は必死になりわいをつくろうと頑張っておられて、私たちは大変喜んでいただきました。参加した皆さんも、帰りがけ、皆さん充実した笑顔で手を振って家路を急がれたことに私は大変喜んでおります。

私にとっても、体を動かしたことにおいて、慢性的な腰痛がうそのようになくなりました。

9月21日の豪雨、亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回、震災及び労働災害において、多くの困難、予期せぬ事態の発生など危機的な環境を経験し、現場に対応する困難さを危機管理に携わる管理者、職員は身をもって体験されたと思います。

その中で一つ朗報なんですね。今回は常備消防、奥能登消防能都消防署が本部を上町から梅の木の宇出津分署に本部を移転する案件の発表がありました。

私は、10年前の私の主張、活動を思い出し、大変喜んでおります。私は従来から、町の住民の生活の比重から言って、梅の木の消防本部は大賛成であります。

また緊急時、役場本所と至近距離にあり、連携が取りやすいと思います。

また、宇出津町野線によって、鶴町、柳田方面に宇出津バイパスを使い、鶯川、松波、35号線小木方面の緊急時には今より格段の対応が発揮できるであろうと思います。

数年をかけて体制づくりと聞きますが、できるだけ早期に環境を整えることを望みたいと思います。整えていただき、消防職員の宿泊施設はもとより訓練

棟なども早期に整備することを望みたいと思いますが、決意をお聞きしたい。

少し現場を調査しますと、今の梅の木の宇出津分署は、看板が出動時に死角になって移動が必要と思いますが、検討すべきと思いますが答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

先日の全員協議会において、能登消防署宇出津分署、内浦分署の現状から、今後の消防、救急の体制をいかに維持していくかというところで、消防本部機能を宇出津分署に移転をしたいという方向性を説明をさせていただきました。

現在の消防署の体制維持というのは切迫した問題でありまして、町といたしましても早急に新しい体制を整備していきたいと考えておるところであります。

今の思いは、具体的には、来年度中に宇出津分署の仮眠室の増設、そしてサイレン吹鳴装置の設置など本署機能に必要なまず改修を行いまして、できるだけ早期に本署を移転し、8年度には事務所や車庫の増設などを行っていききたいというふうに考えております。

訓練棟につきましては、なかなか難しいものがありまして、上町にあるものを今後活用していくという予定としておりまして、宇出津での整備は現在のところちょっと難しいのかなというふうに思っております。

また、宇出津分署の看板が死角ということになって、重々分かっているんですが、絶対あの看板がなくては駄目なのかという議論もしまして、一応早急に取りあえず撤去しようかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

ここから始めるしゃべりは、答弁は必要ありませんが、消防敷地に関して、少しお話させていただきたい。

将来的には、先ほども町長お話ありましたが、いろいろな設備がそこに建ってくると思います。例えば防災備蓄倉庫とかも視野に計画すればというふうに私は先走っていますが、現在、宇出津分署に隣接する職員駐車場、今度の本部移動に施設が増え、手狭になってくる可能性があります。この駐車場を今の第

1 駐車場に屋根をつけるような形で1階、2階の建屋にして、職員の車を駐車するようにすればと考えます。

先ほどもありましたが、職員の往復時間、私の早足でちょっと短いのですが往復10分が必要で、私の試算では200台止めるとして年間に四、五千万の見えない時間のロスが生じている。私は、短縮できれば、職員においても無駄な時間が短縮できて生活にプラスになると思いますが、検討すればと思います。

私もしっかり調査して、次どこかの場面で質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは次に、避難所施設の見直しであります。これは先ほどから1番議員、4番議員、皆さんしっかりと町長の思いを聞かれておりますので、私はここで割愛をさせていただきます。

私は、避難所の体制づくりについてであります。今回の震災において、体制が整うまでにかかなりの時間が要したと認識をしておりますが、各避難所、各地域において役割分担を話し合っておくことを提案したいと思っております。

地域のどの役職の人が避難所の管理者か、またサブリーダーか、地域のどの役職の人がということ事前に各避難所の近くの町会組織会で決めておけばというふうに考えます。提言についてお聞きをしたいと思っております。

次に、私は今回の震災で、職員体制の強化が非常に大切と、必要だと考えます。国のほうでも防災省、防災庁などの設置が議論されています。

今回の震災発生時、危機管理の職員は少人数での対応がどのように機能したのか、検証はできていますか。

町においても、災害時の職員体制の構築が非常に大切ではなかろうかというふうに考えます。危機管理課だけでの対応には限界があるように感じます。町にも多くの課がありますが、職員の役職の位置において、危機管理に対応できる職員を選任しておくのも一手ではないかと考えます。全庁横断的に危機管理にも対応できる体制はぜひ必要と考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

今までの体制では、一部に負担が増大し機能不全に陥るおそれがあります。答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

避難所ごとに事前に役割分担を決めておけばというご提案についてでありま

すけれども、避難所運営は、基本的には避難者を中心とした自主運営ということになりますけれども、地域ごとの事情、また実際に避難される方というのが予測ができないことから、事前の体制整備というのは非常に難しいのではないかなというふうに思っております。

今回の震災において、自主運営がスムーズにいった避難所もあれば、うまくいかなかった避難所もありますし、その辺もしっかりとまた検証していきたいというふうに考えております。

そして、危機管理体制についてでございますけれども、発災当初、危機管理室の職員は4名おりますけれども、2名が当日に参集できませんでしたけれども、あとの2名は被災によって来ることができず、4日目から1名、5日目から1名が登庁しまして、5日目から4人体制で災害対応業務に従事したという事実がございます。

4名そろっても今回は非常に負担が大きかったという状況でありましたので、すぐに以前危機管理室の経験者2名を呼び寄せまして危機管理室に配置をしました。

検証につきましては、繰り返しになりますけれども、現在、危機管理部門を含めた全ての災害対応業務についての検証を行っているという状況であります。

繰り返しになりますけれども、1日の24時間に登庁できた職員は今回3割という状況でありまして、危機管理室だけではなく、全ての担当課において非常に困難な状況でございました。

全庁横断的な危機管理体制が必要であるというご質問であります。今後はこの検証に基づきまして、災害時の職員行動マニュアルというのを見直しするほか、職員が初動期に実施すべき行動を整理した防災アクションカードというのを作成しようとしております。

また、防災知識を備えた職員の育成のため、職員の防災士資格取得についても積極的に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

私は、全職員が防災士の資格を取ることをお勧めしたいというふうに思います。

次に、AED、自動体外式除細動器についてお尋ねしたいと思います。

心臓停止状態にある人の心臓を電気ショックで再起動させるための医療機器が人体緊急時には使えて当然という状態が非常に大切だと思います。

能登町が把握している台数は何台ありますか。この除細動器はいつでも使えて当然と考えます。管理状態などは把握していますか。

公的な施設では、多くの設置場所で閉館時は使えない状態だと思っています。これを夜間でも使えるよう改善すべきだと思います。改善はできますか、お聞きしたいと思います。

また、設置場所などが分かる広報など、マップ、ホームページなどはありますか。なければ早急に整備したほうがいいと思います。

この機器の訓練なども行われていますか、聞かせてください。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

AEDは、議員おっしゃるとおり、心室細動という不整脈を起こしていれば、強い電流を一瞬流すことで心臓にショックを与え、心臓の状態を正常に戻す機能がございます。音声ガイドがありまして、使い方を順番に説明してくれるため、誰でも救命活動を行うことができるものであり、命を救うことができる大切な医療機器であると考えております。

当町に何台あるかについては、民間施設について把握はしておりませんが、公共施設、学校や公民館、児童施設、宿泊施設など47施設に設置してございます。

設置場所は基本的に1階玄関近くとなっております。施設利用者はいつでも使える状況となっております。しかし、施設が施錠される閉館時間は現在使うことはできません。AED利用時は一刻を争う状況であると考えられ、施設利用者が分かりやすい場所に設置することが重要でございます。

閉館時に使えるようにするためには、施設の外部、外に設置することになりますので、施設の利用状況等を踏まえて、外に設置したほうがよいと判断される場合は移設を検討してまいります。

そして、訓練については、特段実施はしておりません。先ほど申し上げましたように、防災士の資格取得の際には普通救命講習が必須となっております。講習でAEDの使い方を学ぶこととなりますし、また各施設管理者において訓練を実施しておる場合もございます。

そして、設置場所の候補については、不特定多数が利用する公共施設のほとんどにAEDが設置されているため、改めての広報は行っておりません。

そして、公共施設におけます県内の設置情報は、いしかわオープンデータカ

タログというウェブサイトになるんですが、で公開されており、施設名、住所、設置場所、そして利用可能日のほか緯度経度も公表されておりますので、事業者さんがマップなどをつくる際には取り込むことが可能となっておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

夜でも使えるように検討するというので、理解をいたしました。

それでは次に、災害関連事項についてであります。私が議会の復旧・復興委員会に提出した事項ではあります。この場所での確認ができればというふうに思います。

白丸、九里川尻、松波、布浦、市之瀬、この地区には津波が上がり、半壊以上の査定を受け、公費解体で更地になった土地利用についてであります。そこに改めて住宅を新築する場合の基準はどうか。建築確認は許可になるのかどうか、聞かせていただきたい。

また、先ほども4番議員の質問にもありましたが、住民意向調査で住居を構えたい地域、場所について、松波地区、鶴川地区の希望がたくさんあったということです。

しかし、この地区は、皆さん御存じのように、ともに地盤が軟弱であります。この地区に限らずですが、半島どの河川の川下にも軟弱地盤のあるのは島国、日本の特徴であります。調査、申請によって耐震、免震構造、地盤の改良などに補助事業はあるのか。あるとすれば、どこにどのような手をすればいいのかお聞きをしたい。

また次に、地震で道路、宅地が大きく崩落した九十九湾、小木三矢地区の奈古浦地区の道路網の復旧状況をお聞きしたい。

この町の基幹産業であります中型イカ釣り漁業を支える船舶修理をなりわいに行っている工場が今にも水中に乗り込むような現状が2か所もあります。何とか早く対策できないか、復旧の見通しはどうか、お聞きしたい。

次に、避難住宅について、現在町には14団地、571戸の仮設住宅があると私は認識しておりますが、入居状況はどうか。

また、半壊、準半壊、一部損壊の方々に、住宅修理の費用がなかなか捻出できない方々もおいでになります。住宅に困窮されている町民の皆さんに、今後、町が建設を予定している災害公営住宅が使えるようになるまでの間、仮設住宅の空きスペースを提供することはできないか、お聞きしたいと思います。

ここまで答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきます。

まず、能登半島地震により津波の被害のあった地域に対して、町として新たに土地利用や建築の規制をかける計画は現在のところありません。確認申請は従来の手続となりますので、よろしくをお願いします。

次に、耐震、免震、地盤改良についてですが、耐震につきましては、耐震改修工事費等補助金がございます。

それから、免震につきましては、既存住宅に免震対応するのはなかなか難しいので、耐震化に伴う建て替え時にこの制度を利用可能かなというふうに思っております。

次に、地盤改良につきましては、被災宅地復旧支援事業がありますので、ご活用いただければというふうに思います。窓口は建設水道課になります。

次に、奈古浦地区のお話なんですけど、崩壊延長が長く、水深も深いことから、仮設道路の整備が難しいとの判断で、発災当時のまとなっております。

状況としましては、9月末に国の査定は終えております。現在は工事発注に向けて詳細測量、設計を行っております。ただ、被害規模が大きいことから国との協議を要することになります。

ということで、時間を要することが想定されます。建物に影響を受けている箇所もありますので、できるだけ早期の発注に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

次に、仮設住宅の入居状況でありますけど、12月6日現在、仮設住宅の入居者数は571戸中526戸となっております。ただ、仮設住宅の入居の申込みにつきましては今現在も続いておりまして、準備ができ次第、順番に入居の案内をしている状態です。

最後に、住宅の修理についてですが、捻出に苦心されている方がいらっしゃるということは承知しております。その支援として、災害救助法に基づき、応急住宅修理という制度がございます。半壊以上の住家で70万6,000円、準半壊の住家で34万3,000円まで支援を受けられる制度がございます。

また、町独自の支援事業としましては、修繕に要した費用が50万円以上の場合、準半壊の方は上限30万円、一部損壊の方は定額15万円の住宅復旧支援補助金の制度を創設しておりますので、ご相談いただければというふうに思

います。

最後にもう一つ、建設型応急仮設住宅の提供についてなんですが、現在は災害救助法に基づき、半壊以上で住家を失った方にしか提供できないこととなっておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

住宅の困窮者に対して、杓子定規じゃなくして柔軟な対応も望みたいなというふうに思います。

また、津波が上がった土地について、何らかの対策があつて後の評価は分かりますが、そのまま許可は少し考えるところがあるのではないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先日の議会と町民との語る会においても話題になりました。公立宇出津総合病院の将来像ということでお尋ねをしたいと思います。

町内の開業医さんに聞けば、調査をすれば、重大な、大変な患者さんのために即時に対応可能な設備がそろった、医療機器がそろった、医師の充実した施設が近くにあればと期待をするという発言が聞かれております。

昨年末頃から2市2町の公立病院の統合が話題になっていますが、このことについて町長はどのような考えであるか、この問題に対しどのように向き合うのか、お伺いしたいと思います。

また、先日の補正予算には、震災による患者さんの減少とともに経営状況の悪化が懸念されております。この件について、今後どのように対処、対応を考えているかお聞きをします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

奥能登における総合病院ということにつきましては、昨年の年末に県議と2市2町の首長で知事のほうにお願いに上がっていったところで、震災ということになったわけでありまして、この件につきましては、9月の県議会で自民党の安居県議の代表質問でこの病院のことを質問されました。知事は、その方向性を来年度中には取りまとめ、お示しをしたいという答弁をされてお

ます。

現在、県において、将来の人口推計や奥能登の4つの公立病院の患者数の推移等々を基に、かつ慎重に検討中であるというふうに伺っております。現時点では、これ以上の話は来てないというところであります。

実際に奥能登でしかるべき高度医療ができる、また周産期医療ができる病院ができるとなると、当然それに対する負担というのも各2市2町がしていかなければならない。そうなりますと、現状の持っている能登町であれば宇出津総合病院の機能というのは当然縮小していかなければならない。必要最低限の救急医療なり、どの科を残すかというところもありますので、そういった奥能登の総合病院ができれば、当然4つの市町の病院はサテライトというような形になっていくのではないかなというふうに思っております。

当然、今以上の病院経営に関する負担を町が今以上に行っていくというのは、非常にまたこれも困難な話であります。現在、宇出津病院の経営状況というのは、おっしゃるとおり、病院の特別会計補正予算にもお示ししましたとおり非常に厳しい状況であるということは間違いございません。しばらくつらい状況が続くのではないかなというふうに思っております。

昨年から総務省を通じて、病院の経営に対するコンサルタントをお願いして、どのように改善すれば経費削減あるいは収入のアップにつながるかというところもまたお願いをしながら、できるところから経営改善の健全化を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

私も宇出津病院を利用させていただいておるんですが、ここで言わせていただくと、上のほう、頭でっかちで、下のお医者さんが少ないというふうに私は感じております。その点もやはり経営上もいろいろと検討していただければありがたいのかなと。

そして、できたら医療ミスが起こらないような環境づくりは、これはぜひ今の時点では必要ではなからうかなというふうに思います。

それでは続いて、九十九湾観光交流センター、イカの駅つくモールについてお伺いをしたいと思います。

能登町の新しい顔として期待されているつくモール、被災指定かどうか定かではございませんが、運営する団体が交代すると議案が上程されております。

このことについて、原因はたくさんあると思いますが、私は第一に、先日の

地震で地先の遊覧船の発着場に甚大な被害が生じております。このことについて、復旧はいつ頃になるのか、県の見解はどのようなものか、聞かせていただければと思います。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、九十九湾観光交流センターの前面にあります物揚げ場の復旧の見通しについて答弁させていただきます。

前面にある物揚げ場などの港湾施設は、石川県が管理する施設となっております。県に復旧の見通しを確認しましたところ、先月、国の災害査定を終えまして、現在、調査、設計を進めているところであると。早期工事発注に向けて取り組んでいるというふうに聞いておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

早急に対応を、できるだけ町のほうからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後になりますが、次に私は、町所有の広大な敷地、近くに民地ではありませんが公費解体により広大な空きスペースができました。地権者とは十分な協議が必要とは思いますが、この両空きスペースを活用して、海洋スポーツなどを代表するヨットハーバーなど、九十九湾という良好の海洋条件をフルに生かして、魅力ある地域づくりにつなげられればというふうに期待をしております。

質問にはないのですが、フェリーなどを就航させて、黒部の生地、新潟の糸魚川など、対岸から富山湾観光などを企画して観光客を誘致できれば、図れないかと思ひます。考えてもらいたいなというふうに願望であります。

また、地質会社によると、この近くに温泉の源泉が近いと聞いております。和倉温泉から珠洲鉢ヶ崎に通じる地形ですね。中間点であります。能登半島、九十九湾活性化を求め、調査をする思ひはありませんか。また、起爆剤として活用して、元気な町をつくれればなというふうなことを思ひますが、答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず第一に、海側の港湾施設等々のまずは復旧が第一だというふうに考えております。遊歩道など既存の施設を一日も早く復旧して、まずは観光振興を復活させるということが第一であります。

それから、ご提案がありました源泉など、フェリーという話ですか。そういったことになると、町で運営していくというのは非常に困難な話であります。当然無理があるというふうに思っております。ぜひ民間事業者にお声かけをいただきながら、また協力できるところは当然町もしますけれども、そういった情報発信をまた今後もしていければなというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

1万円札の渋沢栄一公は、幸せの礎で、「夢なき者は理想なし。理想なき者は信念なし。信念なき者は計画なし。計画なき者は実行なし。実行なき者は結果が上がらない。幸福を求める者は夢が必ず必要だ」と説いております。

町民に夢を見せていただく手だても聞かせていただければなと、今後期待をしております。

この地震によって、温泉が地表近くに上昇してくれていけばすばらしいなと思いますが、天に任せるより方法はございません。

最後に、私にボランティア、奉仕の精神を目覚めさせてくれた、妻を愛し、家族を愛し、仕事を愛し、合併した町を最も愛し、人一倍町のことを気にかけて、心配りをしてくれたすばらしい先輩が逝きました。彼が常々私に言うには、市政を預かる我々公職にある者は、福島県二本松城址にある戒石銘碑に刻んである4句16文字のことであります。「なんじの俸、なんじの禄は、民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも、上天は欺き難し」、しっかりと職務に励めということでありました。

ご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、8番 市濱議員の一般質問を終わります。

それでは次に、13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

今日は、2点に絞ってさせていただきたいなと思っております。

もうあと何日かで、あの恐怖の地震から1年がたとうとしております。その間、私たちこの奥能登に対して、地震被害者に対して、世界から、また日本全土から、多くの方々がいろんな意味での協力を立てていただいたことをこの場において感謝申し上げたいと思います。

ただ、その問題の中で、今、一番の問題は道路だと思えます。金沢へ行くのに、初め復興のときは行けなかった。一月たって行けるようになった。それでも4時間かかった。今は2時間半か3時間で行けるようになった。というのも、これも多くの協力者のおかげだと私は思っております。

それで、一步一步、冬、雪が降るのに近づきますけれども、いろんな災害、地震、水害、それから雪、今年は大雪ということで聞いております。去年はおかげさまで雪が少なかったから、いろんなものが早くに進みましたが、今年もこういうようなあれですから雪が少ないように祈るばかりでございます。

私は今日の1番議員の町長に対しての言葉、町長が言われたことは、私は皆さんが許せばまたもう一回ということで、来年、町民の皆さんを引っ張っていきこうという意気込みがあるということで、よかったなということで、住んでよかった能登町づくりということであります。

それと、私は今回のこの議会で一番一生懸命頑張らなきゃならんなと思っております、これはずっと私、二十数年、議会をやらせていただきましたけど、町長が挨拶の言葉の中で、1次産業の振興、農業、漁業の振興ということで言われました。私はそれに賛同いたしておる。私もずっとその問題、この奥能登は1次産業が衰退すれば絶対に駄目だと思う。その人がまた来年も選挙をして引っ張っていくということでありますので、頑張ってくださいなと思っております。

それから、この2か月の間に、いろんな世界の問題、それから日本国の問題。

私が一番思っておること。ノーベル平和賞をいただいた団体の方々、これについては、世界に響くノーベル平和賞ということでございます。この日本国、大きなことを言えば地球の人類全てが戦いのない地球ということでございます。戦争のない地球という、それを一生懸命、政治のことで、いろんな戦いがあちらこちらにも戦っております。

だから、能登町は今、地震の下で、皆さん手を取って前へ進めていくことを望んで、一般質問に移らせていただきます。

前置きが長くなりましたけど、よろしく。

1点目は接遇の問題でございます。

地震後の役場庁舎内での高齢者の対応について、私は問いたいなと思ってお

ります。これは町長に答えていただきたいなと思うものです。

この町は、大体65歳以上の方が、10人いれば半分ぐらいになっております。そういう中で、いろんな議会のことを聞いていると、ホームページとかいろんなもので、紙のないペーパーレスとかいろんなものを言いますけれども、この方々はやっぱり一生懸命に肉体労働をしてきた方々が多いんです。だから、なかなか今の現状についていけないんです。

今こういうところで、役場へ来る時間が多く増えました。にもかかわらず、まだまだ接遇、高齢者に対しての接遇でございます。その接遇、対応。

私、これをどういうふうにして、なぜこういうものを言おうかと思ったのは、じじ、ばばに対して、ホームページを見てくださいという説明が職員の方からある。ホームページとは何ぞやということで俺のところへ問い合わせた人がおるんですよ。

そういうことで、皆さんは分かっておられるかもしれませんが、けどその方々は、非常に能登町のために頑張っておられた方々です。その人は今大事にしなきゃならんような現在です。そういうものに対して、窓口をつくれとかそういうことを言いませんけれども、極力かんで砕いて説明していただくような方々を窓口へ出していただきたいなと思うものですから、町長、私の質問に対してお答えください。よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今現在、いろんな制度がございまして、案内とか行事の案内というのを広報、有線テレビ、またLINEでお知らせしておりますが、高齢者の中には、支援制度の手続など、どの課へ行って聞けばよいか、どう手続をすればよいかというふうに非常に不安に思う方もおいでるのは事実だというふうに思います。

職員には、町民の皆様の視点に立って思いやりを持って対応するように、また今後も丁寧で分かりやすい対応をするように、引き続き指示をしてまいりたいと思っております。

1階には取りあえず総合案内窓口もありますし、それから被災者支援窓口として公費解体相談や住宅復旧の補助金の窓口職員を常駐させ、とにかく役場職員の1階の窓口に来ていただければ、何らかのご案内をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、一発でそこで解決できればいいんですけれども、この支援制度というのは非常に多岐にわたるものですから、やはり各担当のところへ行って丁寧な

説明を聞いたほうがいいのかなどというふうには思っておりますので、よろしく
お願いします。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

町長が言われた。やっぱりこれは町長たりとも難しいということでは
言われました。書類の問題、地震の対策。十分に町長自体も分かっておられる。

私は窓口をつくれ、早急につくれという、こういう予算についても例年の倍
ぐらい、職員の方々は触らなきゃならん、数字を書かなきゃならんという本当
に大変だと思います。

にもかかわらず、ただただ私の言いたいのは、そういう分からんお年寄りが
半分以上おられるということでございます。その人はどういう方かという
と、一生懸命今まで働いてきた人なんです。この能登町を税金を払って支えて
くれた方々なんです。

そういうことをもう少し大事にしてやっていってほしいなということで、
町長の答えをいただいたということは、丁寧に扱いますよということで理解
しているね。町長。——はい、分かりました。

それでは、もう1点よろしいでしょうか。

私は今日はまた書類、ページ書いてきたんですけど、ここに立って自分の頭
の中に全部入っているもんですから、全然本も見ないで、帳面見ないで、その
ままぺらぺらとしゃべって失礼いたしますけれども。

もう一つは、9月議会のところで、これもまた皆さん、お年寄りの問題で
すけれども、この前いい答えをもらっていった合葬墓の問題でございます。

その問題について、よく町を歩いておっても結構、来年に続けるような町に
なったわ、家になったわという答えはあるんですけど、ただし、まだやって
ないのは何かというと、墓へ行って見てきたことないげんて、見てきたらぞつ
とする、墓が倒れておって。

ほんで金沢へ行つとる、旅へ出とる長男に言えば、ほんなもんなほかいとか
し。そういう物の言い方で、そうすると、家に残ったお年寄りは先祖をどう
するのかということに悩んでおられるわけです。

だから、このお墓の問題を皆さんどうするかなということ、この前、9月
に合葬墓ということで、石碑は立てなくても、いろんなことで能登町は音頭
を取りますということでは言われたもので、私は聞いていった。

そういうことで、町のお年寄りの皆さんにそういうふうにして私、報告して

いるんですけど、今どんな準備をしているのかということで聞きたいなと思っております。ひとつお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

さきの9月定例会議の一般質問で、志幸議員の質問に答弁させていただいたのは、埋葬型の合葬墓であれば何とか整備が可能であるということで、協議を進めていきたいというふうにお答えをさせていただきました。

整備するとすれば、当然、墓地公園内ということになりますが、墓地公園の奥のほうののり面も被災をしておるわけでありまして、まずはその復旧が第一だというふうに考えております。

今、7年度の予算編成をしているところでありますので、時期がいつになるかということまでまだ明言はできませんけれども、整備に向けて協議を進めているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

いろいろと今日、いい答えばかりもらったと思って、私は下がりたいなと思っております。

3月当初予算の計画が終わりましたら、いろいろと頑張って計画してみますということと、土地は崖崩れで、それも整備しなきゃならんということで結果をもらいました。その後で、恐らく雪が解けてから一生懸命やったださるんじゃないかなと思って、私は希望を持って下がりたいと思います。

それから、馬場議員が言われたみたいなもの、私も最後に、来年の字は能登町の喜びということで、来年は奥能登の「喜」びという字だと私は思っております。

以上、そういうふうにして、みんなで力を合わせてやりたいなと思っております。

以上です。終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、13番 志幸議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。15時15分から再開いたします。よろしくをお願いします。（午後3時04分）

再 開

議長（金七祐太郎）

それでは、会議を再開いたします。（午後3時15分再開）
次に、5番 田端議員。

5番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

能登半島震災、1月1日からやがて1年になります。本当にこの1月1日をお迎えするに当たっての町民の思いというのは、みんなそれぞれの思いがあるのではないかなというふうに改めて思っております。

1月1日のそのときのことを考えますと、どうしても最初に避難された避難所のことが気になりまして、そのことをまず一回取り上げてみたいと、このように思ってまとめてみました。

先月決定をいたしました総合経済対策に、避難所の生活環境の改善に向けた対策が盛り込まれております。当然に能登半島地震から学んだ今後の対策であります。

今後の災害対応をまとめた報告書に基づき、具体的には、快適なトイレ、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供するために必要な資機材の備蓄などが求められております。備蓄には、活用できる国の新たな交付金も創設の予定となっております。

私が特に注目したのは、避難所となる学校体育館への空調設備の整備であります。酷暑や厳寒から命と健康を守るためには非常に重要な整備であります。

1月1日発災の地震におきましては、先ほどからも議論されましたけれども、42の指定避難所が18の避難所しか開設できなかった。そして、集会所などの自主避難所にその役割を担っていただいた状況でございました。公的施設の指定避難所には、より確実な役割が担保できる機能を持たせなければならない、このように思います。

それを踏まえての話が今日は縷々出てきましたので細かくは申し上げません

けれども、今後の避難所運営全般につきましては、避難所の数、避難者の定員、また機能拡充の方向など、県の方針、また国の方針と合わせて、計画を確認の上に進めたいとの担当者の意向でございました。

避難所環境の改善については、国の方針が決定した今の段階で、町としての方向は検討できるのではないかと考えております。学校体育館の空調設備については、順次進められてきた一般教室のエアコン設置の次の段階として、私自身、要望すべきものと考えておりましたが、設備そのものが高額な費用が障害となりまして要求するまでには至らなかったものであります。

今回、避難所環境の改善として、この学校体育館の空調設備の予算が盛り込まれる予定であり、まさに昨日、衆議院でこの補正予算が通ったわけですが、そういう形で予算が盛られた。これを機会に、ぜひ我が町におきましても学校体育館の空調設備、前向きに導入することを検討願いたい、このように思うものであります。

答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

田端議員のおっしゃるとおり、国は防災強化の一環としまして、全国統一的な避難所の環境が整うような基準を作成するというふうにされています。現在のところ、その基準はまだ示されていない状況であります。

おっしゃるとおり、空調設備を体育館に設置するとなれば、機器の能力、運転方式など慎重に計画をしなければならないですし、また屋根、壁等の断熱工事も必要となり、おっしゃるとおり非常に事業費は膨大なものになるというふうに思っております。

どの程度の財源手当が国からあるのかというのもまだ示されていない状況でありますけれども、だから今後は、また国、県と協議、連携しながらできる限り進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。そういう形で、国が決まりました段階でしっかりと検討していただければいいかなと思っております。

学校体育館の空調整備につきましては、公明党が従来から全国的に地方議員が中心となって、この設備を進めてきたところであります。拡充について、各地方自治体においての要望等を重ねながら進めてまいったところがございますけれども、全国的にはまだ18.7%ぐらいしかその整備がなされていないという状況であります。

避難所をベースにして今回質問をしておりますけれども、この酷暑、そして厳寒の気象状態の中にあって、子供らの安全と安心、そして快適な教育環境を考えれば、この整備はぜひとも進めていただきたいと、このように思っておりますので、しっかりと固まってきた段階で、ぜひ進めていただきたいと思えます。

いずれにしましても、工事の期間は夏場の夏休み期間しかできないということを知っておりますので、これも併せて当初の予算で何とか入れていただければありがたい、このように思っておりますので、お考えいただきたいと思えます。

首を振られておりますから、ちょっと難しいかも分かりませんが、よく考えてください。よろしく申し上げます。

それでは、2点目をお願いします。

マイナ保険証が12月2日からマイナ保険証を使えという話になりました。それに集約していこうという話になりました。それについてのお話でございます。

マイナンバーカードは、皆様の啓発、啓蒙活動によりまして、国全体としても約81%の保有になったということでございます。健康保険証としての利用は1,425万件で、約15%にとどまっているという状況であります。

今ほどお話ししました12月2日から、健康保険証の新規発行がなくなり、その後はマイナンバーカードの利用を基本とする仕組みになっていきます。12月2日以降の対応も一応なされておりますので、そこは安心して行けるわけですが、一つは健康保険証の有効な利用は最大1年間続くということであり、また、その後の保険証切れにも資格確認書で対応されるとなっております。

しかし、政府の狙いと、今後のマイナンバーカード活用のデジタルトランスフォーメーション、特に医療DXを進めるために、マイナ保険証は重要であります。デジタルを活用しての医療環境の向上を目指す社会を考え、町民一人一人に啓発すべきものと考えます。

町は、マイナ保険証の利用の利便性がどのようなものと考えているか、説明をお願いします。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

田端議員の質問に答弁させていただきます。

マイナ保険証の利便性につきましては、スマートフォンなどからマイナポータルに接続し、ご自身の特定健診、診療や薬剤の情報を確認することができます。診察時にそれらの情報を提供することに同意することで、医師や薬剤師にスムーズにデータ共有ができることになり、初めて受診する医療機関でもよりよい医療が受けられることとなります。このことから、重複する検査や重複多剤の抑制につながり、医療費の抑制も期待されております。

また、高額な医療費が発生する場合でも、自己負担額が医療機関で確認することができ、限度額適用認定証の窓口交付手続が不要となり、一時的な高額な支払いや認定証を受け取りに役場窓口へ出向く必要がなくなります。

そのほかとしては、確定申告時には医療費控除申請がマイナポータルから簡単に行うことができるようになり、医療現場においても、マイナ保険証から情報提供いただくことで、システムに手入力していたものが速やかに情報共有ができるようになり、業務の効率化が図られ、国民健康保険や後期高齢者医療制度など原則1年ごとの被保険者証の更新が不要になるなどが主な利便性として挙げられておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。

今月の12月の広報のとの裏面に、ずっとマイナンバーカード、マイナ保険証のことが出ていましたので、見ていただければ分かる話も随分あるんじゃないかなというふうに思っております。

それに合わせて、今ほど説明を聞いていますと、マイナポータルとかと言われてくると、本当に分からない人がたくさんおいでるんじゃないかなという気がしまして、実際にはマイナ保険証につきましては、利便性を実感していただくには使っていただくということが一番分かるんじゃないかなと思います。

高額療養費につきましても、使って初めて、こんなになつとるんやということが分かってくるんじゃないかなと思うんですね。

高齢者についての窓口の対応をとという話を志幸議員はされていましたがけれど

も、本当に私もそう思います。なかなか初めてのことで、それから知らないことについては、どうなっていくか分からないので不安感がいっぱいというのが高齢者の感じなんですね。そういう意味では、この状況をよく理解して、こうなりますよということを理解するような場面が必要なのではないかなと思います。

7月に厚労省保険局から健康保険証利用促進の事務連絡が出されて、そのサポートメニューというのがたくさんございます。町としての広報活動を強力に推進し、正しい情報発信に取り組んでいくことが大事じゃないかなと思います。

また、マイナ保険証の相談窓口を設けて丁寧な説明を要望するものでありますけれども、そうした考えはあるか伺います。

議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

町の広報活動につきましては、広報紙やホームページの掲載、保険証の一齐更新時にチラシを導入し、情報発信に努めております。国においても、厚生労働省のホームページ、新聞広告やテレビCMなどで周知を図っております。

相談窓口の設置ということですが、マイナ保険証の登録については、スマートフォンでの登録が分からないという方は、役場や各支所はもちろんのこと、医療機関の受診時にでもできますので、お気軽にご相談いただければというふうに思っております。

ただし、登録の際にはマイナンバーカードの暗証番号が必要となります。暗証番号を忘れた場合は、住民課で再設定が必要ですので、暗証番号に自信のない方は役場のほうに来ていただけるのが一番いいのではないかとこのように思っております。

また、マイナ保険証となっても、社会保険から国保、国保から社保といった保険の切替えは、役場もしくは各支所での手続きが従来どおり必要となります。相談や手続きにつきましては、今までどおり最寄りの庁舎にて行いますので、安心していただければというふうに思っております。

これらの周知につきましては、町の広報紙、ホームページやLINEなどで適宜広報を行うこととしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5 番（田端雄市）

ありがとうございます。出てくる話は、ホームページとかそういう話が出てくると、やっぱり苦手なんですよね。なかなか分からないという話なので。それでこの頃本当に残念だと思えるのは、いろんなSNSが出てきます。それが非常に分からなくて、そこに止まってしまうというところが非常に多いのが高齢者なんです。そういう意味では、一番信頼できるところはどこなのかなという話になると、やっぱり役場の窓口は間違いないと思いますので、それが本当に道しるべだと思って、しっかり対応してもらいたいと思います。

今ほどの説明で、各支所と本庁でも相談窓口として対応できるというふうに話をされましたので安心なんですけれども、それでもう一つお願いしたいのが、今のマイナ保険証については、ここで相談しますよというものを一つ何かつけて、そして窓口をつくってもらえば、皆さん若い人は本当にスマホをパパッとやるから苦にならないような対応だと思いますので、どうかちょっと一手間して、そういう形の進め方をお願いしたい、このように思っていますので、どうか検討をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

3点目の質問は、学校図書館の充実と活性化への取組を求めるということでございます。

子供たちが本と出会える最も身近な場所は、学校図書館であります。それでも小学生が読書を嫌いになった理由について、読書の必要性を教わらなかった、興味のない本を読まされた、音読で恥をかいたなど、約20年間、この順位は変わっておりません。

子供たちを取り巻く読書環境が非常に厳しい状況にあります。書店が一つもないという書店ゼロの自治体が全国でも26%に上っている。本に触れる機会が減り続けているという状況であります。学校図書館が子供たちにとって身近に本と出会える貴重な場所となっております。

こうした状況の中で、同館の充実のための必要な図書購入費が減少しております。21年度に政府が図書購入費として220億円の地方交付税交付金を措置したにもかかわらず、購入に使われたのは約6割にしかすぎませんでした。その使用割合が7年連続で減少しています。

本町の2024年度の小学校1校当たりの図書購入予算額は幾らでありましたか。また、1校当たりの地方交付税算定額の試算はどれだけであったか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

河崎教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（河崎恭子）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

2024年度の小学校1校当たりの図書購入予算額については、児童1人当たり2,000円で算出しております。児童数によって学校1校当たりの図書購入予算額は異なり、全校で82万8,000円になります。

また、1校当たりの交付税額は、1学級当たり5万3,000円措置されており、全校で164万3,000円になります。

なお、経年劣化に伴う廃棄や新刊購入を計画的に行い、学校図書の整備を図っており、各学校の蔵書数は国が定める図書標準に達しています。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

金額がよく分からなかった。1校当たりの24年度の金額は幾らと言われましたか。予算額、1人当たりとか。1校当たりで予算幾らですか、1校当たりで交付税の算定が幾らですかと聞いたので、それに答えてほしかった。

議長（金七祐太郎）

河崎教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（河崎恭子）

1校当たり、各学校によって異なりますが、柳田小学校は図書購入予算額が18万円、宇出津小学校が33万2,000円、鶴川小学校が8万8,000円、小木小学校が8万6,000円、松波小学校が14万2,000円となっております。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

私の質問が変だったのかも分かりません。平均の価格で尋ねたつもりだったんですけど、ちょっと答えがうまく合わない。

私は23年度のデータを見ていまして、1校当たり平均で出ていると思いませんけれども17万9,200円、交付税の算定額は24万4,000円という

ふうには私はデータを見ていました。

それからいくと比較がうまくできなかつたんだけど、かなり低い形で推移しているんじゃないかなという形のものを感じておりました。

それで、この図書予算が先ほど全国的な話では7年連続減少しているという話をしましたけれども、なかなか上がっていかない。その背景には、この地方交付税は自治体が自由に用途を決められるということになっているために、図書整備予算が含まれて予算が来たとしても別の用途に使用されているということが一つ考えられる。

2つ目には、学校図書館の図書標準に基づいて、量的な冊数は満たしているとして予算措置をされてないということも考えられる。

その2つが考えられるのではないか、こういうふうには思っております。

そして、学校図書標準は充足率が一つの指針になっているけれども、例えば図鑑を取ってみますと、古い図鑑が配架されていても充足率は満たすことになります。したがって、そういう状態になっているので、子供たちの利用や調べもの学習の実態を考えると、古い図鑑は数字上の充足率を満たすだけになっており、利用価値はないものであります。量的部分だけでなく、質的担保も考慮すべきであると考えます。

学校図書館図書廃棄標準が定められており、基準にのっとった廃棄も推奨しておりますが、本町の図書蔵書の廃棄について、これも2023年度のアンケート調査、答えられたアンケート調査なんですけれども、それには廃棄を特に進めていないという答えをされている。そういうデータになっていました。そのように答えられておいたデータをいただきました。

さきに述べた子供の読書環境から考えると、極めて残念な取組だと言わざるを得ないということが私の今日の考え方であります。

このことに関係しているかとも考えるのは、図書蔵書の廃棄のためには図書の選別が必要となり、そのためには一定の知識を有した人材が必要となります。それを担うのが学校図書館司書となるかと思えます。

そのほか、学校司書の配置が高い自治体は、図書標準達成率、図書購入冊数も多い。また、授業に学校司書も参加し、情報収集などの支援をしている。こういった状況になっているそうです。司書教諭、各教科などの教諭がつながって、積極的に教材研究の支援を行っているという事例もあるそうです。

そこで質問ですけれども、本町の学校司書の処遇は正職員ですか臨時職員ですか。整備等計画では目標を1.3校に1人となっておりますけれども、現状どのようになっていますか。今後の方針も説明願います。

議長（金七祐太郎）

河崎教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（河崎恭子）

ご質問にお答えします。

2024年に学校図書館法の改正により学校司書が位置づけられ、当町では学校司書の職務を学校図書館指導員が担っております。

学校図書館指導員として、会計年度任用職員として採用し、小学校5校に1名、中学校4校に1名配置しています。各小中学校を巡回し、図書館の環境整備や図書の貸出し、学校図書館の担当の教員のサポートなどを行っております。

学校図書館指導員は各校専任で配置をしていないため、学校図書館を担当している教員や中央図書館の図書館司書とも連携や協力を密にしながら学校図書館の充実を図っております。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

今ほどの話でいうと、学校司書はいないけど、学校図書指導員に任せてあるということなのかな。先ほど私の言った整備計画は目標1.3校に1人ということであれば、小中学校合わせて7人ぐらいが行ったり来たりするということがその計画になっているんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の形で私は今こういう質問をしております。

これにつきましても地方税交付税の措置がなされておまして、私の調べたところでは1校当たり115万7,000円ぐらいの司書の予算が取られているそうなので、しっかり対応できれば充実したものになるんじゃないかなという思いで質問をさせていただいております。

今日質問させてもらっているのは、学校図書館図書整備等5か年計画に基づいてこのお話を進めているところでございます。学校図書館整備は、文科省などが学校図書館に求める質の高い教育を平等に受ける機会の創出、思考力、判断力、表現力、子供の情報活用能力等の育成につながってきます。

本町においても学校図書整備の予算をしっかりと確保して、教育格差を感じさせない、さらに教育に熱心な自治体であるというPRの表明は、若い世代の転入者を増やすことにつながってまいります。

来年度の予算額においては、この学校図書館図書整備のための地方交付税交付金のしっかりと適正な執行をしまして、図書館整備をしていただきたい、このように思っております。町長の見解を求めます。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。答弁漏れも含めて、お願いいたします。

教育長（眞智富子）

私のほうから田端議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほどご説明いただきました地方交付税の算定根拠となる指標は、あくまで全国一律の基準によって客観的に財政不足額を算出するためのものにすぎません。したがって、この交付額が直ちに予算額になるというものではございません。

来年度の学校図書館の整備の予算につきましては、学校図書館の蔵書に関して、引き続き学校図書館図書基準を達するよう予算を要求していく予定でございます。

なお、さきのお話の中にございました学校図書館の図書につきましては、1人2,000円で配分している予算の中で適切に図鑑等も新しくしておりますし、子供たちの希望に添った新刊本を入れたり、各学校様々な工夫をしております。

また、学校図書館指導員におきましても、小学校5校に1人、中学校4校に1人配置しておりますが、その巡回で今のところ大きな支障は出てきておりません。

学校図書館指導員も、今回も大量の本、傷んだものでありますとか、そういうものを適切に毎年廃棄をして、新刊本の購入にこういうものが適切ではないかというような助言もしてくれております。

当町では定期的に図書館連絡協議会を開き、学校図書館指導員の研修の場を設け、中央図書館の司書が管理運営に関する指導、助言もしております。

私も、子供にとって読書は心の栄養と言われるように、引き続き学校と行政が連携しながら読書活動の推進に取り組んでいきたいというふうに思っております。今後も学校の実情に応じて計画的な学校図書館の整備、充実を目指してまいります。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

今ほどのお話で、運営そのものについてはしっかりとやっていますよという

話だったと思いますけど、一つの基準が出ているわけですから、学校司書については。ましてや1.3校に1人という一つの基準があるので、それはそれなりの形のものから出てきているので、しっかりとそれを受け止めていったほうがいいんじゃないかと思います。

そして、そういった形の地方税の算定も出ているわけですから、全くないわけではないので、そこら辺は考えて、そっちのほうに近づくような形のものにしていただきたいと思います。

単純に、ただ少なくともできるという話で司書が出ているわけではないと思います。ちゃんとしたそういった基準が設けられて出てきていると思いますので、それはしっかり次の形でしてもらいたいと思います。

いずれにしましても、教育事業の成果というのはすぐ直ちに出るものではない。20年、30年、そして50年後に、あのときの教育の取組はよかったんだというものが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、一回一回の一つの整備に対して真剣に取り組んでいくということが大事じゃないかなと思いますので、引き続きまた来年に向けて頑張っていたきたい、このように思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、5番 田端議員の一般質問を終わります。

次に、7番 南議員。

7番（南正晴）

それでは、質問の前に、今年9月21日、22日の奥能登豪雨のときでございますが、私の住んでいる鈴ヶ嶺の川でもやはり1人、かわいそうに流されて犠牲になった方がおられます。その方だけではございませんが、やはり奥能登豪雨のときにも被害に遭われた方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入りますが、まず、今年1月1日、令和6年1月1日の能登半島地震で、奥能登全体が大きな被害を受け、農地が大きく姿を変えたのであります。特に我が能登町では、農地でも水田の被害が大きいのと思われましたので、私、9月の会議では、5年度と比較して6年度の作付割合、それから来年度の見込み、また災害復旧は3年で終わるということで、9年度には復旧できているのか等の質問を行いました。

そのとき町からの答えは、今年は昨年に比べて8割の作付があり、来年度以降は9割の作付に向けて災害復旧に向けて着手している。しかし災害が大きく、令和9年までには5年度のような作付状態に復旧できる確約はできない。

農林水産課長、このお答えで間違いないと思いますが、よろしいですか。

というお答えいただいていたんですが、それがまだ豪雨の前でございましたので、9月21日、22日にかけての能登半島豪雨、この気象によってそのときお答えいただいた状態が大きく変わってきているのではないかと思いますので、もう一度質問をさせていただきます。

ただ、私の体験談ですが、このとき、9月21日、たしか午前9時前後だったと思うんですが、奥能登地域に土砂災害警報というのが出されたと思うんですが、私、所用がありまして、そのとき輪島市町野町方面に軽トラで向かっておりました。ところが県道宇出津町野線を走行中、桶戸のバス停付近で前へ進めなくなってしまいました。そのときにもう土砂崩れが発生していて道路が埋まっておりましたので前へ行けない。

この状態ではやばいのでと思って、自分はバックしてUターンしましたところ、その僅か二、三百メートル先になりますかね、若桑のバス停付近で鉄砲水が発生して前へも後ろへも行けないという状態になってしまいました。しばらくどうしようかと車の中で待機していたんですが、もう一度諦め切れずに後ろ、要するに町野方面というか若桑方面へ向いたところ、思いもせぬ山から土砂及び木がゆっくりと流れ落ちてきて町野川へ落ちていく。そういう情景を目の当たりにいたしまして、改めて自然災害の怖さというのを自分なりに認識したところでございます。

その状態の中でさらに停電が発生しまして、例によって携帯電話も使えない。下手に動くと自分も危ないということで、3時間近くそこでまず立ち往生。外部の状態もさっぱり分からず、車のラジオがありましたので車のラジオでは能登に線状降水帯が出て大雨になっているという、そういう状態でしたが、約3時間そこにとどまり、それから何とか鉄砲水が小康状態になったので柳田へ戻ろうということで、サンサと言われる地区まで戻ったんですが、そこでもやはり土砂崩れが発生して柳田方面へは戻ってこれない。

自分の知っている知識をフルに使いまして、徳成、東、麦生野といったその地区を何とか抜けて丸山まで戻ろうと思いましたが当然そこも駄目で、結果的に車を諦めて、たまたま知人がいましたので、そこに車止めさせていただいて、上長尾まで土砂を乗り越えて歩いて戻ってきまして、そこからやっとなんか携帯が通じたので知り合いに迎えに来てもらって、家にたどり着いたのは午後4時過ぎということで、私、7時間近く右往左往していたので、当時の柳田地区の一番水害のひどいときを見てないのであまり詳しくは申し上げられないんですが、翌日水が引いたので車を取りに行き、愛車である軽トラックで柳田地区だけでしたが改めて水害状況を見て回りました。

そのときに、河川が大きく氾濫したことにより、木くず、土砂が流入した田

んぼがあったり、またブロック、石垣が流出して、えぐり取られたように地面がなくなった田んぼ、それから水がかぶり刈取りができなくなった田んぼというのが多々見られました。

特に私が見てきたところでは、町野川の上流域に当たる岩井戸地区と呼ばれるところで、田代、蓮花坊や中組と通称言われているところや、また、町野川に沿った五十里から上長尾地区に至るまでのところが特に水をかぶった跡があったりして、かなり刈取り等ができなくなっているような田んぼが見られました。

そこでまず1点目として、実際収穫のできなかつた水田がどれくらいあって、被害額としてどれくらい町は押さえておられるのか。

その点と、また堰堤や頭首工の流出により、水の取り入れとなっているところもかなりの被害があります。これは当然、来年の作付計画にも影響が出てくると思いますので、当然、9月にお答えいただいた復旧計画よりはさらに遅れてきたのではないかと思われまので、併せて今後の復旧の見込み、現段階でお答えできる範囲でよろしいですから教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

南議員のご質問に答弁させていただきます。

9月の豪雨による農地や農業用施設の被害は、今現在、約98%の調査段階で、もうすぐ調査は終わる段階ですが、農地で約730か所、水路などの農業用施設で約630か所、合わせて1,360か所の確認をしております。被害額は、既に今のところ60億円を超えております。

また、土砂が堆積した町内の農地は約120ヘクタールで、そのうち稲の刈取りができなかつた田んぼは約50ヘクタールと推測しています。この50ヘクタールを、町の平均収穫量と現在農協で予測している買取り額で換算してみたら、生産者全体で約6,000万円の水稻生産の収入が得られなかつたことになるかと思ひます。

来年の作付に関しましては、町では現在、堆積した土砂や流木などを除去すれば来年の春から耕作できるような農地というものを対象に、能登町建設業協会様に除去作業を依頼しているところであり、既にもう今月から作業を進めていただいております。

また、地元業者さんの施工が難しい地区については、石川県より推薦をいた

だいた町外業者さんに作業を依頼しているところであります。

このほかにも、議員がおっしゃるように、頭首工や水路が被災し、早期の復旧が難しい箇所については、この春と同様、河川などから揚水できる仮設ポンプや仮設の管を設置させていただいて、耕作が可能な面積の拡大を町としても図っていきたいと考えております。

今後の復旧の見込みは、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、前の議会でも3年は難しいという話はさせていただきましたが、地震であれ豪雨であれ、災害復旧事業はやはり原則3年で完成させることが実は大前提の事業であります。努力するとしか言えないんですけれども、被災件数の多さとか被害規模の大きさがさらに通常の災害の概念から大きくかけ離れたということになったため、やはり事業期間の延長も視野に入れて、国や県と調整しながら事業を進めてまいりますので、何とぞご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

農林課長、ありがとうございます。かなり大きな被害額であるなど思っておりますが。

今回、地震があり、豪雨があり、二重の大変な被害に遭って、この状況、当然私も理解はできますが、被害状況を見ている中で、ある農家の方に話を聞きましたら、昨年、作付は5ヘクタールできたんだと。ところが1月の地震で2ヘクタール諦めて今年は3ヘクタール作付した。その時点で前年の6割なんです。結局、田植も遅かったために、稲刈り、刈取り時期が遅れたため最終的に雨に遭い、結果的に刈取りできたのが1ヘクタール。ということは昨年に比べて5分の1しか収穫ができてない。出荷は昨年は300俵を超えていたのが今年は50俵までいかなかったということで、単純計算で6分の1しか収穫がない、収入がないということになりますので。

また、ある農家は、逆に我々農家でいう保有米、自分の食べる分だけの米を確保しようと今年米を作ったが、やはり豪雨の被害に遭って収穫ができる、飯米をほかの農家に、今まで買ったことないけど今年初めて買いましたと、そういう方もおいでました。

いろんな被害がある方の中でも、特に大きな枠の作りの方たちですが、今年収入の減った分というのは農業共済組合の収入保険に加入している農家であれば、少しばかりですが補填はできます。ところが昨日この制度を聞いてきましたら、豪雨に遭って刈取りができなかった分の面積というのは、来年9月まで

に多分、作付や収穫はできないだろうから、来年の収入保険の要件から外れるんですよということで、来年度も作れない場合は、特に大きな作りで今まで米の売上げを大きな収入源としていた方からすると、収入が大幅に下がりますので、この分、当然行政で補填するわけにはいきませんが、少しでも農家の励みになるような施策として、特に答弁を求めるものではないんですが、復旧・復興は当然我々は要求していくんですが、せめて収入保険の掛金の一部補填なり、何か一時的な生活資金の貸付けなりの創設といったものを少し前向きに検討できないか。

できれば町長、お答えいただけませんか。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

収入保険に関しまして、先般、共済組合のほうから来まして、お話はさせていただきましたし、内容につきましても説明を受けました。

これに関しては、奥能登のほかの市町も補助制度を創設していますので、うちも前向きに創設するように協議しているところであります。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

町長、ありがとうございます。少し農家に希望の持てるような施策を行っていただければと思いますので、どうもありがとうございます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

道路の被害状況、復旧計画ということなんですが、12月7日の北國新聞の朝刊紙面で、能登町の町道被害が地震、豪雨で724路線と書かれてありました。地震被害で通行が困難になっていたところに、9月の豪雨によって崖崩れ等が発生し、道路が埋まったり、またアスファルトしたが土砂が流出して陥没等が大きくなり通行ができなくなっている町道がかなり見られます。

私の住まいの近くでも、例えば笹川地区からタミシャと言われるところを通過して久田へ抜けていく道、また久田から合鹿へ抜ける道、ほかにも町内いっぱいありますが、ほかの集落へ行くのに近道として使われていた町道がたくさんあります。

これから12月、1月、2月の降雪期を迎え、今後の除雪体制等が心配されますので、その除雪体制等はどのように計画されているのか1点お聞きしたいのと、また、豪雨で孤立した北河内集落の件で、現在、当目地区から北河内地区へ行く道路ですが、豪雨の後、応急で処理というか復旧したため、本来道路ではない部分、山や崖の部分を削って、かなり急勾配なところがあったり、当時は鉄板やメッシュなんかを敷いたりして、雨が降ると大変滑りやすい状況であると思ったんですが、昨日確認に行ったところ、鉄板やメッシュが敷いてあったところはアスファルトが敷かれて、取りあえず重機による除雪ができるような体系にはなっているなということを確認しました。

ただ、素人目ではありますが、あそこはやはり勾配の急な箇所があったりして、除雪作業はやはり困難ではないかと思われまます。この冬の対応はこの地区はどうされるのか。

また、トンネルの向こう側といいますか北河内方面で大崩落が起きている県道五十里深見線の復旧見込みについて、これは県道でありますから町の予算とかには関係ないのかもしれませんが、現時点でこれも分かる範囲でいいですのでお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、南議員の質問に答弁させていただきます。

1月1日発生の地震によりまして、当町でも道路、河川等、社会インフラにおきまして甚大な被害が発生しておりまして、発災直後より応急的な復旧を進めてまいりました。その対応がようやく落ち着いてきた9月に発生した豪雨によりまして、再び斜面の崩壊や路肩の崩壊、それから土石流によります埋没の被害を受けました。

9月の豪雨で再び被害を受け、その被害が大きく、除雪作業や車両の通行に危険を伴う区間につきましては、町内では議員のおっしゃられた笹川から久田、それから久田から合鹿の区間をはじめとして、山間部を中心に14路線において、積雪時は通行止めの対応を取らせていただきたいと思いますと考えております。

それからまた、通行を確保する区間につきましては、できるだけ丁寧な除雪ができるよう、除雪業者と協力して進めてまいりたいなというふうに考えております。

住民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、安全を確保するためでありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、9月の豪雨で特に被害を受けた北河内地区について少しお話ししますと、北河内地区の生活道路でもあります県道五十里深見線の北河内トンネルの出口付近の道路崩壊によりまして、一時孤立状態となりました。その代替道路としまして、地震による道路崩壊で通行止めとなっております当目の駒寄地区から北河内に通じる町道を県の協力もいただきながら開通しております。北河内地区につながる唯一の今現在の路線でありますので、冬期における除雪体制も万全を期したいと考えております。

それから、県道五十里深見線の復旧状況につきましては、管理する石川県に確認しましたところ、崩壊規模が甚大であることから、現在国と復旧方法について協議中であるというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

建設課長、ありがとうございました。

県道五十里深見線、国と協議してということですが、北河内地区の人にとっては大事な生活道路ですので、やはり少しでも国、県を突ついても一日でも早く復旧急がせていただきたいものだと思います。

それでは3点目ですが、先ほどと同じですが、12月9日の北國新聞朝刊から。

我が町の河川ですね。河川は87本中59本で被害が発生というふうに書かれておりました。地震の影響で護岸されていたコンクリートブロックや石垣が崩れて、それらの被害調査を行い、国の災害査定を受ける準備をしていた矢先に、また豪雨が発生して、被害調査のやり直しとなったふうに聞いております。

豪雨により河川の護岸が崩れ、土地が流出、また川底が浅くなっていたり、流木の堆積等の影響で水田や畑であった場所に水が流れていて、本来、川であった場所と流れが違ってきていたり、また、その影響ですかね、住宅とか農地へ渡るために架設してあった橋自体も流出して、農業用の機械の移動ができなくなっているような、そんな場所もあります。

また、宅地が流出して、その場所での住宅再建が難しいとって諦めた方もおられますし、川の近くに家が建っていて、護岸が崩れていて怖くてしばらく家へ戻れない、住めないというかたなど、いろいろなやはり意見が聞かれます。

不安に思っている町民の方々がおいでますので、河川の復旧計画も現在分かっている範囲でよろしいので、お聞かせ願います。

議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、ご質問に答弁させていただきます。

9月の豪雨によりまして、河川につきましては柳田地区を中心に甚大な被害をこうむりました。現在は流木の除去作業を町の建設業協会に依頼しておりますが、作業がなかなか進まないのが現状で、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしております。

河川の復旧計画ですが、流木の除去作業が終わり、被災状況が確認でき次第、応急工事が必要な箇所については早急に対応したいというふうに考えております。

それと同時に、現在、公共土木災害の査定は受検を進めております。ようやく年内完了のめどが立ってまいりました。

今後、測量、調査、設計を進め、早期の災害復旧に努めてまいりますので、もうしばらく心配な状況が続くことにはなりますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

建設課長、ありがとうございます。

特に2点目、3点目の質問ですが、やはり地域住民の不安、不便といったものを一日でも早く取り除いていただくよう、こちらから改めて要望するものがあります。

今日はありがとうございます。

以上で質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、7番 南議員の一般質問を終わります。

次に、14番、鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

私は、たまたまトリを務めることになりましたが、2点だけ出しております。

1点目の避難所と備品等に関しては、馬場議員をはじめほかの方にいろいろお答えをもらっているもので、ある程度の方向性が見えたもので、準備していた読み原稿ではなくて違った方向からちょっと聞いてみたいと思います。

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、地球の温暖化から地球の沸騰化という言葉を使っておられます。

なるほど、私たちが小さい頃は、大水、大雪、台風はあったけど、地震なんて能登にあるものだと思っていませんでした。そんな意味では随分変わってきたんだなというふうに思っています。そして、この天災に備えることが今私たちに課せられた仕事なんだなというふうに思っております。

新聞報道等によれば、まだこの近辺に海域活断層が25か所もあるというふうに報道されております。

ただ、金大の平松教授は、この活断層が今年の1月1日のような大きなものになる可能性は低いんじゃないかというふうに、少し私たちに安心感をくれています。それでも11月とか6月とか、ちょっと怯えて、慌ててベッドのそばに靴を置いたこともあります。

ただ大事なことは、備えをどうするか、そんなことだと思います。

私、備えに関しては、そんなに100%のすごい備えはできないと思っております。大半が想定外だと思っております。その想定外に備えることが仕事ならば、なかなか大変だなと。

馬場議員等に町長が答えられたことを聞いていると、国のこれからのやり方も見て、私たちは再構築したいというような考え方だというふうに聞きましたが、現況と、それからこれからのについて、避難所、備蓄等についてどう考えられているか、町長のご答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

繰り返しになりますけれども、避難所につきましては、長期間使用できない施設や復旧予定の施設、また新たに指定可能な施設などの見直し作業を行ってまいります。

避難所につきましては、来年度にかけて避難所運営に関する検証を行う。そして、国が能登半島地震を踏まえて、先ほどから触れておりますけれども、避難所の運営ガイドラインという見直しを行うということですので、国の指針改定を踏まえて当町の避難所運営マニュアルを見直す予定としております。

あと備蓄品に関しましては、今現在ありますけれども、食料と缶詰、パン、

スープ、水はあります。

ただ、段ボールベッドとか、それに関しては湿気に弱い性質がございますので、多量に備蓄しておくというよりも、協定先から直に優先的に購入したほうがいいのかなというふうに判断をしております。

備蓄品の総量につきましては、今後の備蓄計画を来年度に見直すことにしております。計画の改定を踏まえて総量を決めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今現在も備蓄しているものもある程度あるということなのですが、ただ、先ほど言いましたように、100%完璧な備えはできないかもしれないけど、怖いのは、5年先、10年先たっても起きないのかもしれないけれども、もしかしたら今、今晚、明日起きるかもしれないということでは、私は行政としては本当の備えをしないかんだろうな。でき得れば、この会議が終わったら、もう一回、町長はああ言ったけれども、本当にあるかも一回確認するかいや。ストーブ、ファンヒーターやっただけ、反射式やっただけ。ファンヒーターやったら電源なけな使えんね。そんな確認を今日のうちにするぐらいの気持ちが必要だろうと思います。

もちろん国の方針等も見ながら再構築するという町長のお話には、文句はありません。ただ、そんなふうに今日、明日の話をやってほしいなというふうに思っております。

では、避難所と備品に関しては終わらしましょう。

次の質問に移ります。

政府は11月9日、災害時の避難所の環境改善に向けて、全国の自治体に対し、水洗式のトイレカーやキッチンカー、こういうものをちゃんと名前まで固有名称まで上げて、防災対応の導入費用の補助をする方針を固めました。

今日の新聞を見たら、昨日の12月12日、この日にも予算委員会で、能登半島地震の復興予算が被災地のニーズに切れ目なく支援すべきものと予備費が1,000億円、これだけを充当することを衆議院の本会議で可決されました。当然、参議院でも可決されると思います。

衆議院の予算委員会では、当地区の西田代議員、そして近藤代議員もしっかり発言をされていたのを昨日ラジオで聞きました。

さて、震災のとき、断水で排せつ物が流せず、不潔なトイレに行きたくない。こんなことで我慢するために、水分を取らないで体調が悪化した人が多かったと聞きました。あんまり尾籠な話だから言わないけど、みんな苦勞されていたんです。

私は、実は宇出津病院の玄関前のいわゆる工事用トイレ、あれを相当使っていました。ところが私は、2年前にちょっと大きな病をやっているために筋肉が非常に弱くなっております。あの狭いトイレで、しゃがんで向きを変えて出るまでには大変な苦勞をします。しかも大概行くのは夜遅くにそっと行きますから寒いんですよ。

そんなときに、ちょっと用事で伺った能都中学校に奈良県田原本町、(タワラホンチョウと言ったけどタワラモトチョウです) こんなふうを読むそうです。大きく書いたトイレカーを発見しました。もしかしたらトレーラータイプだったかもしれません。そこまでしっかり見なかったんですけれども。

学校に断ってこれを使ってみたら、広く清潔で、自宅トイレ以上の開放感で、まさにトイレで感動しました。

今ほど申し上げたとおり、政府は災害避難所の環境保全にしっかり予算を組むと言っております。こんなトイレカーがあったら、避難所はもちろん、通常はイベントや観光に設置してもいいかなと思います。他の地区から災害時に貸してくれと言われたら、運びましょうよ。石川県能登半島能登町とでっかく書いたバスをどこかの町の玄関に置くんです。大変喜ばれると思います。

そんなことを夢見ておりますが、町長のご見解を賜りたいと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

おっしゃられたとおり、国は11月29日に閣議決定をし、その中で新しい地方経済・生活環境創生交付金の1,000億円が計上されておるわけであります。

この交付金は、地域防災緊急整備型として、トイレやキッチン、ベッド、風呂等々の避難所の生活環境の改善や、災害に対応できる魅力的な地域づくりを目指す自治体を支援するというものでございまして、現在、交付金の詳細な制度内容につきましてはまだ示されておりませんが、その補助率、また補助裏の財源等を精査した上、トイレカー、またパーティションなどの避難所環境の改善を協議したいというふうに考えております。

田原本町のやつは、あれはトレーラートイレですね。トイレカーやトイレト

レーラーは、能登半島地震において本当に避難所のトイレ環境改善に大いに役立ちました。私もそれを肌で感じております。

ご支援いただいた支援自治体の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思いますし、今後そういう補助制度を活用して当町がトイレカーを整備することによって、今後の被災地の支援にも活用できるものというふうに考えております。

議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今年1年間の議員活動で、町長からこんなふうに補助率等も含めて、ぜひ対応したいというありがたい答弁をいただいて、大変感動しております。ぜひその感動をもって、次の新しい年を迎えたいと思います。

一つだけ、一句やらそういうことを言えませんか、皆さんにヒントになれば。

私は、がんという病を持って、大学病院まで行っております。大学病院へ行ったら、受付をする前にやるのが一つあります。皆さんも行ってみたら分かるんですが、左のほうに郵便局がありまして、その壁に額が貼ってあります。その額に書いてある言葉が大変うれしくて、人が通る通路なんですけれども、私ちょっと気をつけして。

病気になったら、心ゆくまで感動しよう。御飯を食べれることがどんなにありがたいことか。自分の足で歩けることがどんなに素晴らしいことか。新しい明日を迎えることがどんなに尊いことか。

まだもう少しあるんですが、ここまでを声に出して読んで、それから受付します。

何を言いたい。政治も議員活動も最後は心、真心がなかったら実を結ばない。そんなふうに考えております。

12月13日、少し早いクリスマスのプレゼントをいただきました。

終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、14番 鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、12月16日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

12月16日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、12月16日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月17日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後4時32分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第74号～議案第88号

議長（金七祐太郎）

日程第1、議案第74号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第15、議案第88号「公の施設の指定管理者の指定について」までの町長提出議案15件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）

総務産業建設常任委員会 馬場委員長。

総務産業建設常任委員長（馬場等）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第74号 令和6年度能登町一般会計補正予算（第8号）歳入及び所管歳出

議案第77号 令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第80号 能登町分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第81号 能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 能登町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第 8 3 号 請負契約の締結について

議案第 8 4 号 請負契約の締結について

議案第 8 5 号 請負契約の締結について

議案第 8 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

以上の 1 0 件は、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会 市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

皆さん、おはようございます。

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第 7 4 号 令和 6 年度能登町一般会計補正予算（第 8 号）所管歳出

議案第 7 5 号 令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 6 号 令和 6 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 8 号 令和 6 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

以上 6 件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第74号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第8号）」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。
したがって、議案第74号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第75号から議案第78号までの4を一括して採決します。
お諮りします。
議案第75号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第76号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第77号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第3号）」

議案第78号「令和6年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」

以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第75号から議案第78号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第82号までの4件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第79号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」

議案第80号「能登町分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例について」

議案第81号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第82号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第79号から議案第82号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号から議案第85号までの3件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第83号「請負契約の締結について」

議案第84号「請負契約の締結について」

議案第85号「請負契約の締結について」

以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第 8 3 号から議案第 8 5 号までの以上 3 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号から議案第 8 8 号までの 3 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 8 6 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 8 7 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 8 8 号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上 3 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第 8 6 号から議案第 8 8 号までの以上 3 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

次に、本日、能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会からの報告が 1 件、また、議会運営委員会から、発委第 2 号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発委第 3 号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の 2 件が提出されております。

そのほか、選任第 3 号「予算常任委員会委員の選任」及び選挙第 2 号「能登町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」、以上の合わせて 5 件を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4、追加日程第 5 とし、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会からの諸報告、発委第2号、発委第3号、選任第3号、選挙第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会報告

議長（金七祐太郎）

追加日程第1、諸報告「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会報告」を議題といたします。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会で調査研究しておりました案件について、同特別委員会委員長から、会議規則第73条の規定により報告書が提出されております。

これから本件に対する審査経過及び調査結果について、委員長の報告を求めます。

あらかじめ申し上げておきますが、この報告に対する質疑、討論、採決は行いませんのでご了承願います。

鍛冶谷眞一委員長からの報告を求めます。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員長（鍛冶谷眞一）

少し長くなりますが、よろしくお願ひします。なお、報告書の中身を、こちらはタブレットのほうに入ってますもので、それをまた参考にしてください。

それでは、委員長報告を申し上げます。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の活動経過と審査内容について報告いたします。

令和5年3月15日に特別委員会を設置してから、延べ7回の委員会を開催したほか、議員研修会や管外視察の実施、また各種団体との意見交換会を開催し、活動してまいりました。

この特別委員会を設置した最も大きな理由として、令和4年10月23日に執行された議会議員選挙が、町村合併以来初めて無投票選挙となったこと、さらには、特に懸念されることとして、次の選挙においても無投票選挙または定員割れすることは避けなければならないとの考えから、「議員定数削減の是非」、「適正な議員報酬」、「議会改革案」について協議を重ねてまいりました。

当特別委員会の活動期間は、この特別委員会を設置した令和5年3月から令和6年9月または12月の定例会議までをおおよその期間と決めました。それは、次の町議会議員選挙（令和8年10月執行予定）、これに出馬する方への周知や準備等のためにも、少なくとも2年前には結論を出すべきだとの理由からであります。

各議員に実施したアンケートでは、「次回の選挙には出馬するつもりはない」と複数名の議員が回答しました。議員定数については、「人口に対して議員数が多いのではないかと、削減すべきだ」との意見があった一方で、「単に類似団体と比較するのではなく、町の総面積や地域性を考慮すべきであり、安易に削減すべきではない」などの意見があり、同じく議員報酬についても様々な意見がありました。

当特別委員会としての主な活動としては、地方議会の実情に詳しい田口一博先生を講師に招き、議員研修会を開催したほか、議会改革の先進地である長野県飯綱町議会への視察、能登町町会区長会連合会と能登町消防団との意見交換会を実施しました。その活動を踏まえ、委員会内で議論を重ねる予定でしたが、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、当町における状況が一変し、当特別委員会の活動も一時休止を余儀なくされました。

当町の人口減少はさらに拍車がかかり、若年層の流出も加速することが予想される一方で、この震災をきっかけに特に若者が起こした行動力は目をみはるものがあり、行政への関心や地域での結束が高まりつつあります。また、震災後は、地域ごとにおける被害状況は異なり、課題が山積する中で、今まで以上に議会に求められる役割は大きいと思います。

地方自治とは、「住民の意思（いわゆる議会）に基づいて、長（いわゆる行政）が政治を行う仕組み」のことであり、今まさに住民の意思により、新たなまちづくりが始まろうとしています。この町に愛着を感じ、ここに残った若者が、地方自治の一端を担う議会に参画することを期待して、現時点での定数削減は行わず、報酬についても据え置くことで結論づけました。

他方で、この特別委員会を立ち上げ活動していく中で強く感じたことは、議会への期待と関心の薄さであります。それを払拭し、成り手を増やすためには、より議会活動を活発化させ、併せてそのための法的環境を整備すること、また、町民に分かりやすく身近で開かれた議会を目指すことが求められます。

その方策として以下の3点の改革を進言し、議会運営を見直すことといたしました。

1、予算常任委員会の設置。

常任委員会に新たに予算常任委員会を新設し、予算に関する審議の充実と議会の活性化を図ります。

2、オンラインを活用した議会運営。

大規模な災害が発生した場合や、介護、育児等により委員会出席が困難な場合、オンラインでの出席を可能とするほか、請願及び意見書提出等についてもオンラインでの手続を可能とするための法的環境を整備します。

3、議会での発言に対する見直し。

町民にとって身近で分かりやすい議会を目指すため、一般質問の通告期限を現行の議会開会日から原則として全員協議会までと改め、より分かりやすい質問と答弁になるよう努めます。また、議案質疑、委員長報告に対する質疑、討論においても、原則として事前通告制とし、質疑と答弁、論点が明確になるよう努めます。

以上の改革案を速やかに実行するため、本特別委員会としての活動は本日をもって一旦終了いたしますが、引き続き、適正な議員定数や報酬については今後も検討の余地があることを申し添えておきまして、能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会からの報告とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

以上で、委員長からの報告を終わります。

発委第2号、発委第3号

議長（金七祐太郎）

追加日程第2、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、追加日程第3、発委第3号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会 鍛冶谷眞一委員長。

議会運営委員長（鍛冶谷眞一）

本日、議会提出議案として上程する発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」及び発委第3号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由を述べさせていただきます。

議会に係る手続のオンライン化を可能とする地方自治法の一部改正により、

会議規則及び委員会条例を改正するものであります。

今回の地方自治法の改正により、会議規則で書面等が要求されている場合であっても、議案、請願など、議会に係る手続はオンライン化が可能となるものであり、また、委員会条例では、常任委員会に予算常任委員会を追加し、併せて、会議規則中、現在の社会情勢に照らした文言調整に見直しを行うものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」

発委第3号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、発委第2号及び発委第3号は、原案のとおり可決されました。

予算常任委員会委員の選任

議長（金七祐太郎）

追加日程第4、選任第3号「予算常任委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。

先ほどの採決で、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」が可決され、設置されました予算常任委員会委員の選任については、能登町議会委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が指名することにしたと思います。

予算常任委員会の委員は、欠員の議員1名を除く全員を指名します。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、予算常任委員会委員の選任は、議長が指名したとおり、欠員1名を除く全員を選任することに決定いたしました。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、暫時休憩いたします。（午前10時28分）

休憩中に予算常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

皆さん、全員協議会室へよろしく申し上げます。

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時31分）

正副委員長の互選結果

議長（金七祐太郎）

先ほどの休憩中に予算常任委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定に基づく、委員長、副委員長の互選結果が届いておりますのでご報告いたします。

予算常任委員会の委員長に13番 志幸松栄議員、同副委員長に12番 向峠茂人議員。

以上のとおりであります。

選挙第2号

議長（金七祐太郎）

追加日程第5、選挙第2号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の指名

議長（金七祐太郎）

選挙管理委員には、能登町字宇出津新 國分雅史氏、能登町字真脇 河崎重宏氏、能登町字恋路 宮谷内絹子氏、能登町字上長尾 長尾淳浩氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました國分雅史氏、河崎重宏氏、宮谷内絹子氏、長尾淳浩氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員の指名

議長（金七祐太郎）

次に、選挙管理委員補充員については、次の方を指名します。

第1順位、能登町字小木 田中孝氏、第2順位、能登町字松波 浅井弘之氏、第3順位、能登町字柳田 角谷重弘氏、第4順位、能登町字宇出津 石浦祐輔氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました第1順位、田中孝氏、第2順位、浅井弘之氏、第3順位、角谷重弘氏、第4順位、石浦祐輔氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

日程第16、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和6年第6回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

大森町長。

町長（大森凡世）

お疲れさまでございます。

6日から開会されました本12月定例会議におきまして、令和6年度一般会計補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、本当に慎重なご審議をいただき、いずれも原案のとおり可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今ほど予算常任委員会というのが新設されて、委員長に志幸議員さんがなられたということで、我々としても、議員全員の方々に各担当課の細かい詳細な予算の説明ができるということ、我々としても前向きな思いでありますので、ぜひしっかりとご審議をしていただければというふうに思います。

さて、報道にもありましたとおり、本日、天皇皇后両陛下が能登へ訪問をされます。豪雨被害のあった地域にお見舞いということではありますが、私も空港の事務所のほうで当町の被害状況の説明をさせていただく予定となっております。

今年もあと約半月となりました。これまでこれたのも、やはり全国の多くの方々の支えがあったからこそここまでこれたというふうに思っておりますので、本当に何回感謝を申し上げても切りがない状況でありますけれども、改めてまた、できたら感謝を、できる限りの感謝をまた伝えてまいりたいというふうに思っております。

また、来年の1月1日には、地震と豪雨の犠牲者に対する追悼式が航空学園のキャンパスにて行われる予定となっております。町も役場の1階のロビーに献花台を設置しまして、その追悼式の模様をモニターで映す、流す予定としてございますので、ぜひ時間があれば足を運んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、日々寒さが増し、いつ雪が降ってもおかしくないような状況でございますので、ぜひ皆様方も健康にご留意され、来年こそは本当によい年を迎えられますよう、本当に切に願ひまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

お疲れさまでした。

皆さん、もう少し時間もらえればと思います。

今年1年間本当に、1月1日から執行職員の皆様には大変ご苦労なされたと

思います。議員の皆様も1年間大変だったと思います。来年は、執行、また議会と力を合わせながら、復興に向けて頑張っていきたいと思います。職員の方々におかれましては、戻ってからも職員の皆様に本当にお疲れさまでしたとお伝えください。

どうも1年間ありがとうございました。お疲れさまでした。

散 会 (午前10時39分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和6年12月17日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 田 端 雄 市

会議録署名議員 南 正 晴